吉田町こども計画



令和８年３月

吉田町

目　次

第１章　計画の策定に当たって 1
　１　計画策定の趣旨と背景 1
　２　計画の位置付け 3
　３　計画の期間 4
　４　計画の対象 4
　５　ＳＤＧｓとの関連性 5
　６　計画の策定体制 5

第２章　吉田町のこども・若者や子育て環境を取り巻く状況 6
　１　吉田町の状況 6
　２　子ども・子育てに関するニーズ調査結果 17
　３　こども向けアンケート調査結果 26
　４　若者向けアンケート調査結果 27
　５　アンケート調査結果等を踏まえた課題 29

第３章　計画の基本的な考え方 32
　１　基本理念 32
　２　基本目標 32
　３　施策の体系 34
　４　数値目標 35

第４章　こども施策の内容 35
　基本目標１　こども・若者等を支えるまちづくり 36
　基本目標２　こども・若者等の健康づくり 39
　基本目標３　こども・若者が健やかに育つ環境の整備 46
　基本目標４　子育てと仕事の両立支援 52
　基本目標５　子育てにやさしい生活環境の整備 55
　基本目標６　配慮が必要なこども・若者等への支援 57

第５章　量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画） 63
　１　子ども・子育て支援サービスの概要 63
　２　教育・保育提供区域の設定 64
　３　就学前児童・就学児童の推計 64
　４　教育・保育施設の量の見込みと確保方策 65
　５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 69
　６　幼児期の学校教育・保育の連携等の推進 85
　７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 86

第６章　計画の推進に向けて 87
　１　計画の推進体制 87
　２　計画の達成状況の点検及び評価 87

資料編 88
　１　吉田町子ども・子育て会議条例 88

２　吉田町子ども・子育て会議委員名簿 90
３　策定経過 91
４　用語解説 92

第1章 計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨と背景

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

国では、令和５年４月１日に「こども家庭庁」が発足し、同日に「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

また、令和５年12月には、こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとされました。この「こども大綱」の考え方に基づき、次元の異なる少子化対策として「こども未来戦略」も閣議決定され、加速化プランとして児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等の具体的な施策が示されました。

吉田町（以下、「本町」という。）では、令和７年３月に「吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）」を策定し、本町の未来を担うこどもたちが健やかにいきいきと育つよう、みんなで子育てできるまちを目指して計画を推進してきました。

このたび策定する、「吉田町こども計画」は、これまでの「吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）」にこども・若者育成支援の分野を一元化し、こども・若者、子育て当事者に対する子育て支援施策の総合的な推進を目指すものです。

＜参考＞子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和４年６月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和６年６月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

〇家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
〇こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
〇妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
〇乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
〇産後ケアに関する事業の追加

＜参考＞こども大綱の概要（令和５年 12 月 22 日閣議決定）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

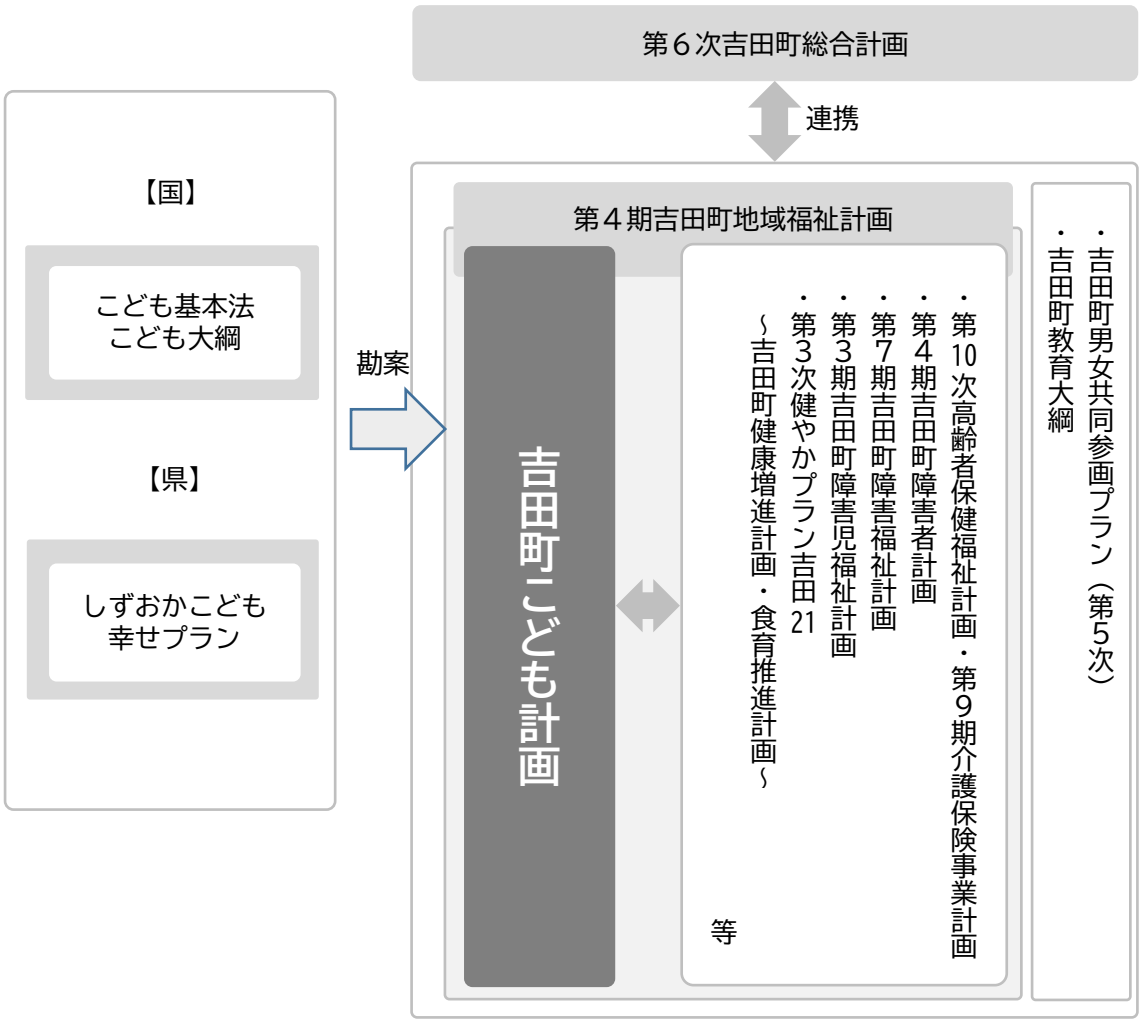
①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2　計画の位置付け

こども基本法第 10 条に基づくこども施策についての市町村計画であるとともに、以下の計画を包含する総合的な計画とします。

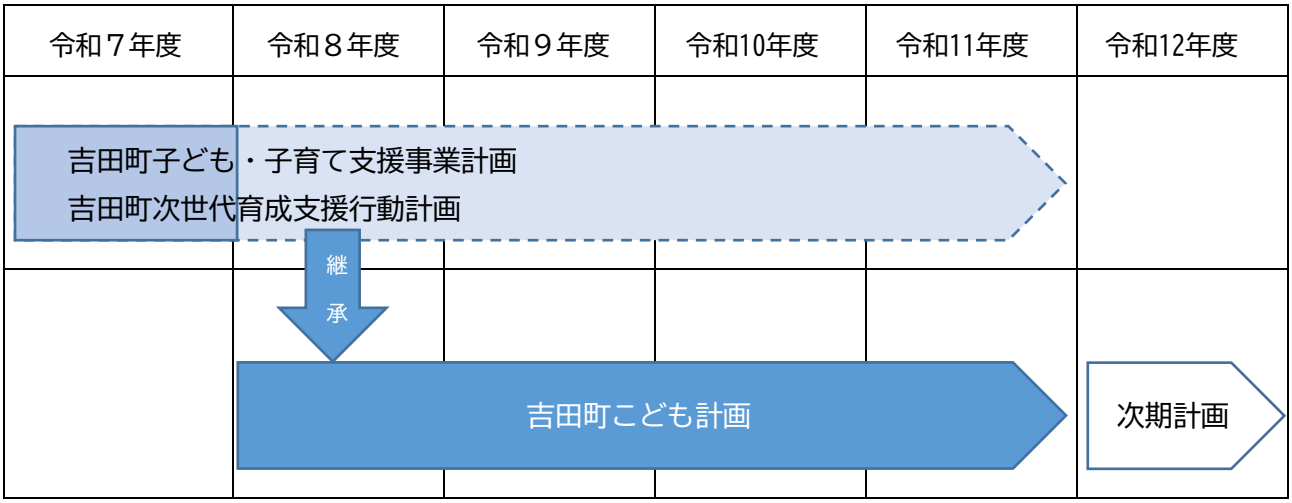
○「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
○「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく市町村行動計画
○「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条に基づく市町村計画
○「子ども・若者育成支援推進法」第９条に基づく市町村子ども・若者計画

また、本計画は第６次吉田町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けます。



3　計画の期間

本計画の計画期間は、令和８年度から令和11年度までの４年間とします。



4　計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」では、こどもの定義として、「「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう」とされており、こどもや若者が大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していますが、若者の対象年齢については 40 歳未満とし、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

「こども」の表記については、平仮名を用いることとしていますが、法令に根拠がある語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合には「子ども」または「児童・生徒」と表記することとします。

5　ＳＤＧｓとの関連性

ＳＤＧｓでは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として令和12年（2030年）までの包括的な17のゴール（目標）を定めています。

本計画においても、ＳＤＧｓの視点・考え方を取り入れ、こども・若者、子育て支援施策を推進します。

本計画に関連する主な持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）



6　計画の策定体制

計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「吉田町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

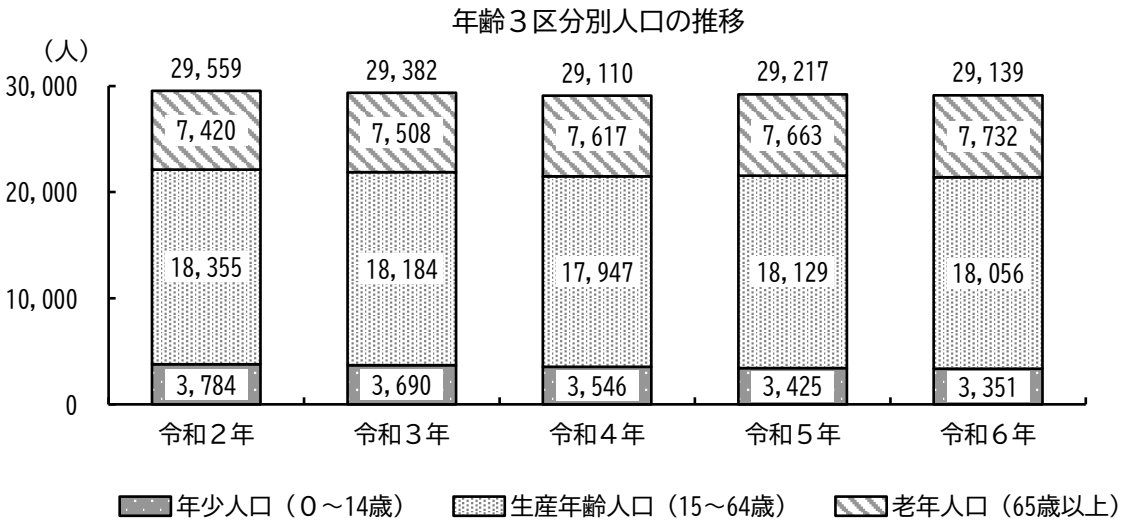
第２章　吉田町のこども・若者や子育て環境を取り巻く状況

１　吉田町の状況

（１）人口の状況

①　年齢３区分別人口の推移

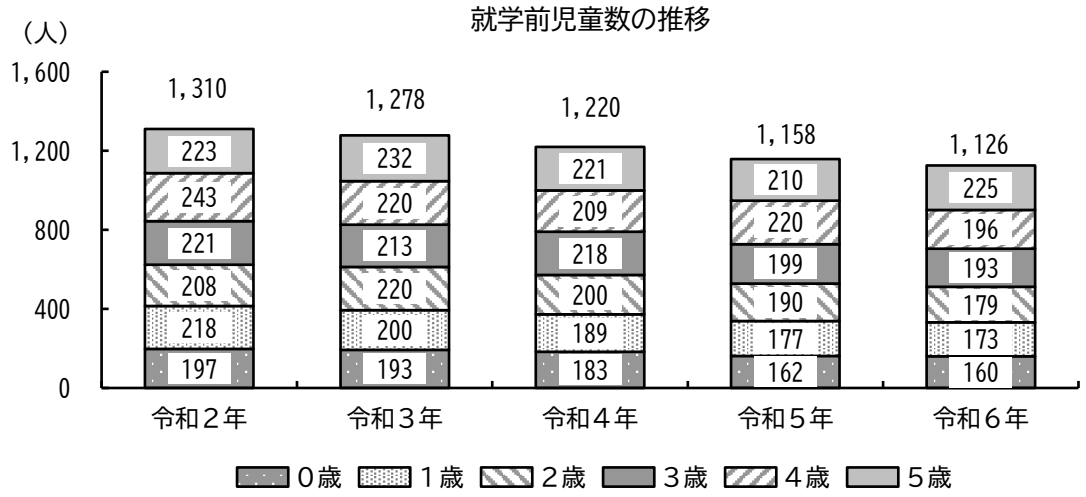
本町の人口推移をみると、総人口は微減傾向にあり、令和６年で29,139人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

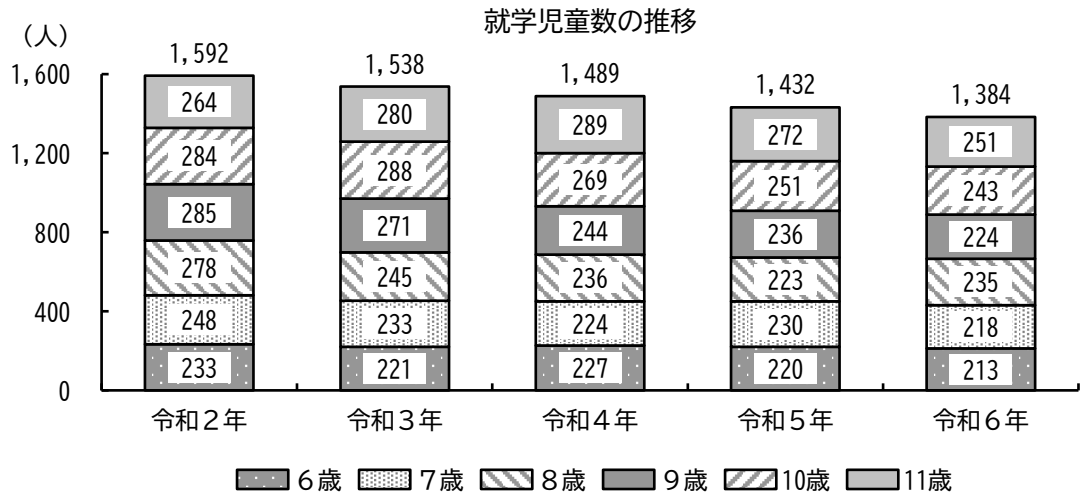
本町の０歳から５歳のこども人口は年々減少しており、令和６年３月末現在で1,126人となっています。



資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の６歳から11歳のこども人口は年々減少傾向にあり、令和６年３月末現在で1,384人となっています。

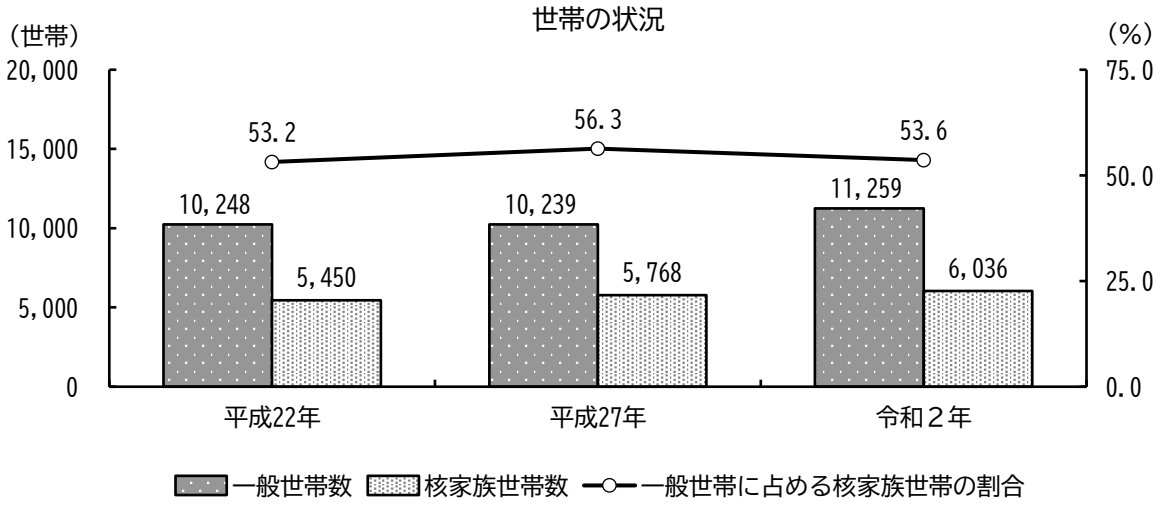


資料：住民基本台帳（各年３月末現在）

（２）世帯の状況

①　一般世帯・核家族世帯の状況

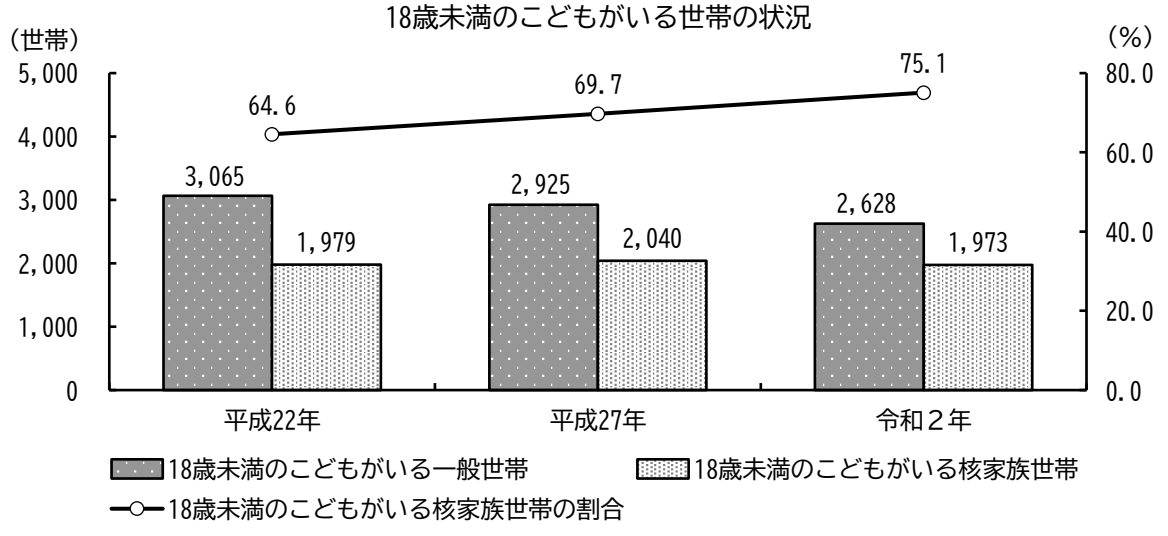
本町の核家族世帯数は年々増加しており、令和２年で6,036世帯となっています。
また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、ほぼ横ばいです。



資料：国勢調査

②　18歳未満のこどもがいる世帯の状況

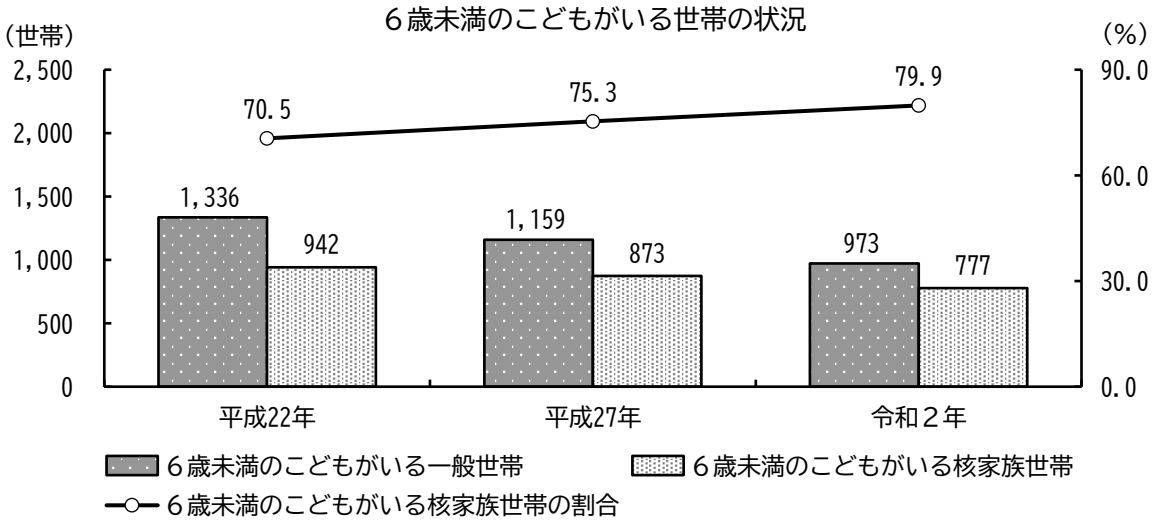
本町の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で2,628世帯となっています。18歳未満のこどもがいる核家族世帯数は増減を繰り返しており、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③　６歳未満のこどもがいる世帯の状況

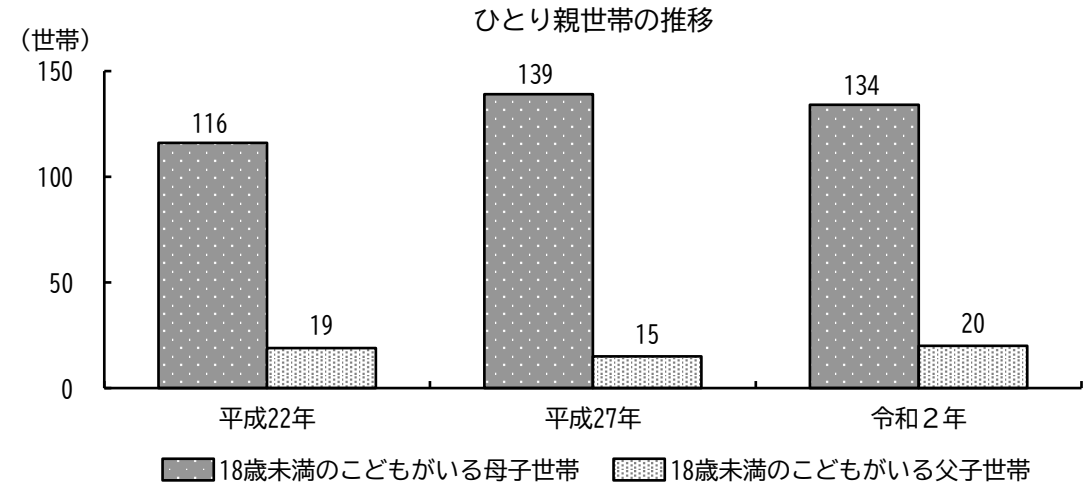
本町の６歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で973世帯となっています。また、６歳未満のこどもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④　ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満のこどもがいる母子世帯は令和２年でやや減少し、134世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は令和２年では増加し20世帯となっています。

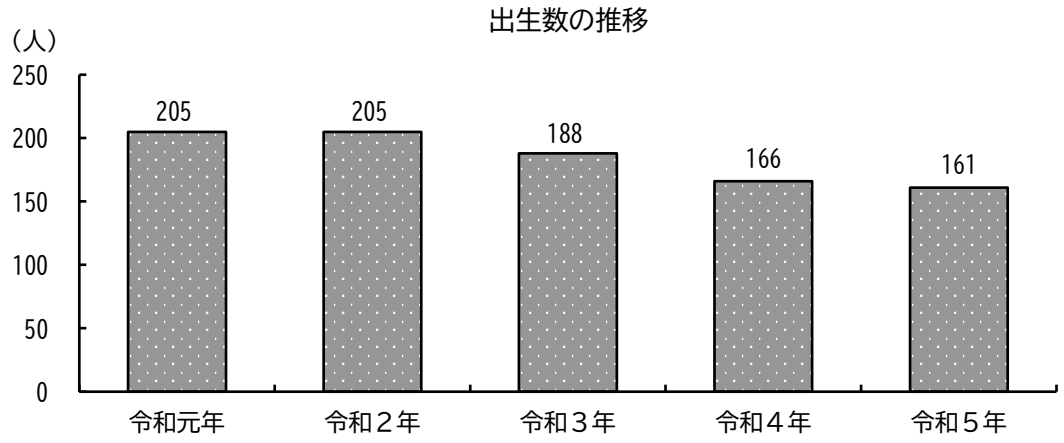


資料：国勢調査

（３）出生の状況

①　出生数の推移

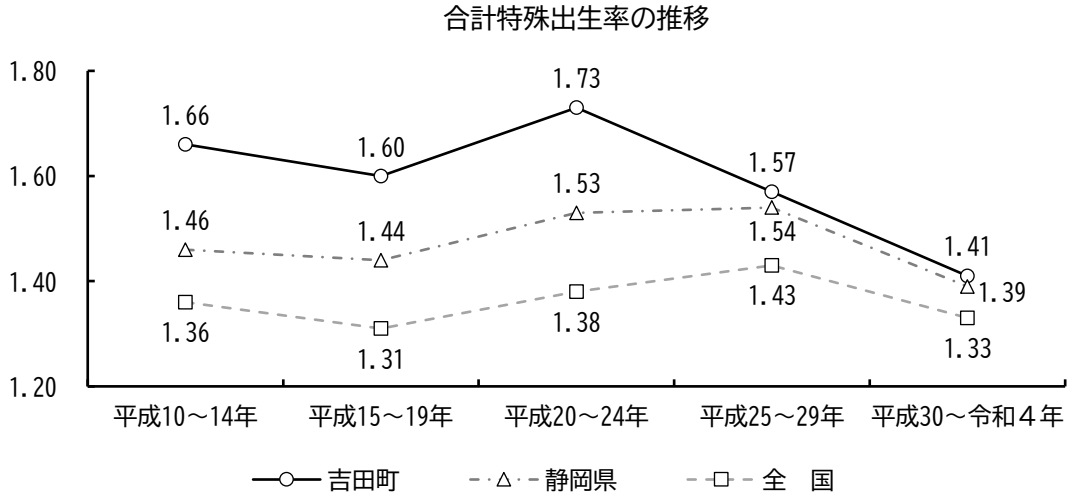
本町の出生数は年々減少し、令和５年で161人となっています。



資料：吉田町統計要覧

②　合計特殊出生率の推移

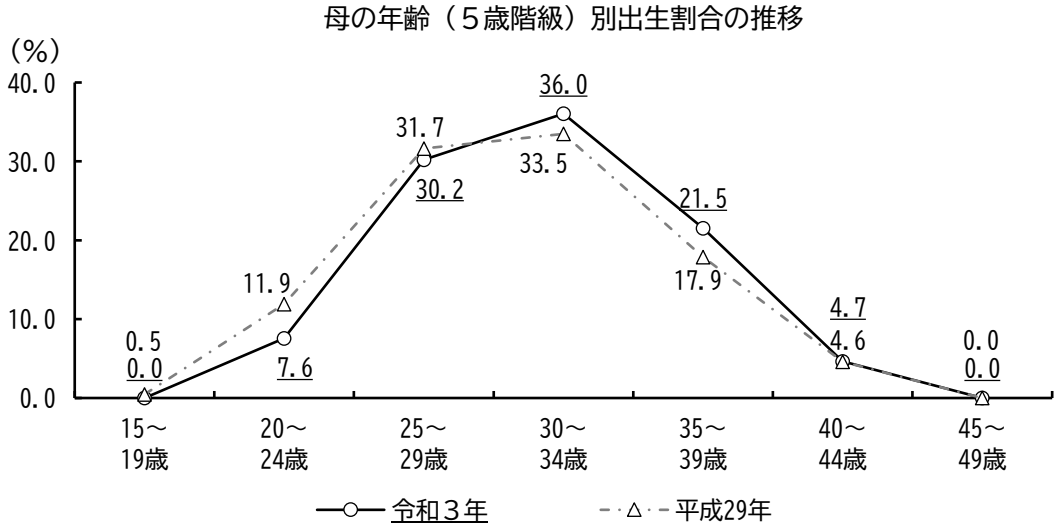
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は、平成30年～令和４年で1.41となっています。また、全国・県と比較すると高い値で推移しています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

③　母親の年齢（５歳階級）別出生割合の推移

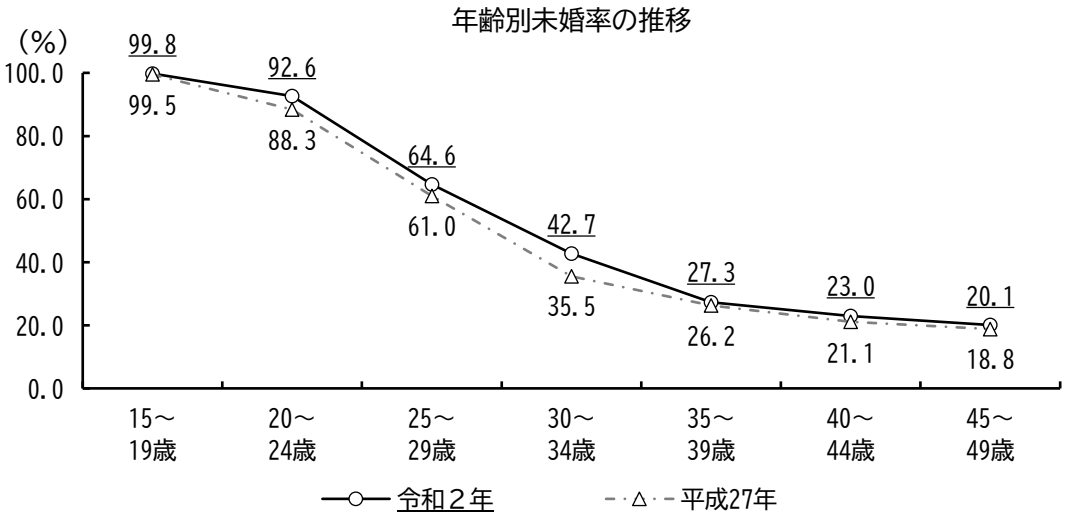
本町の母親の年齢（５歳階級）別出生割合の推移をみると、平成29年に比べ令和３年で、20～24歳の割合が減少しているのに対し、30～39歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



資料：静岡県人口動態統計

（４）未婚・結婚の状況

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べ令和２年では全ての年代において未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査

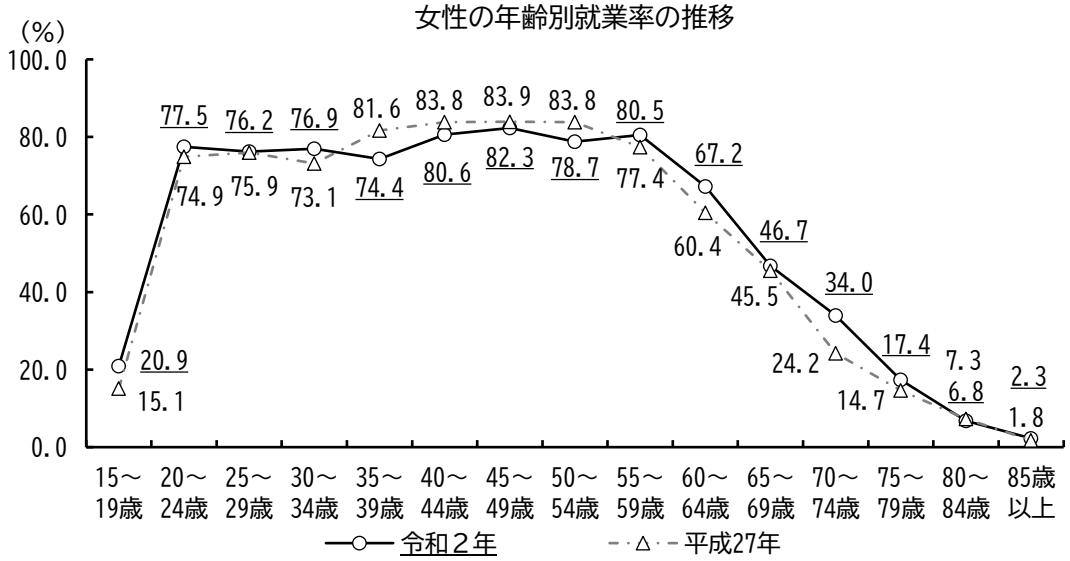
（５）就業の状況

①　女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

落ち込みの大きい歳の就業率は平成27年に比べ令和２年では35～39歳で見られ、出産年齢が高くなっていることがうかがえます。

女性の年齢別就業率の推移

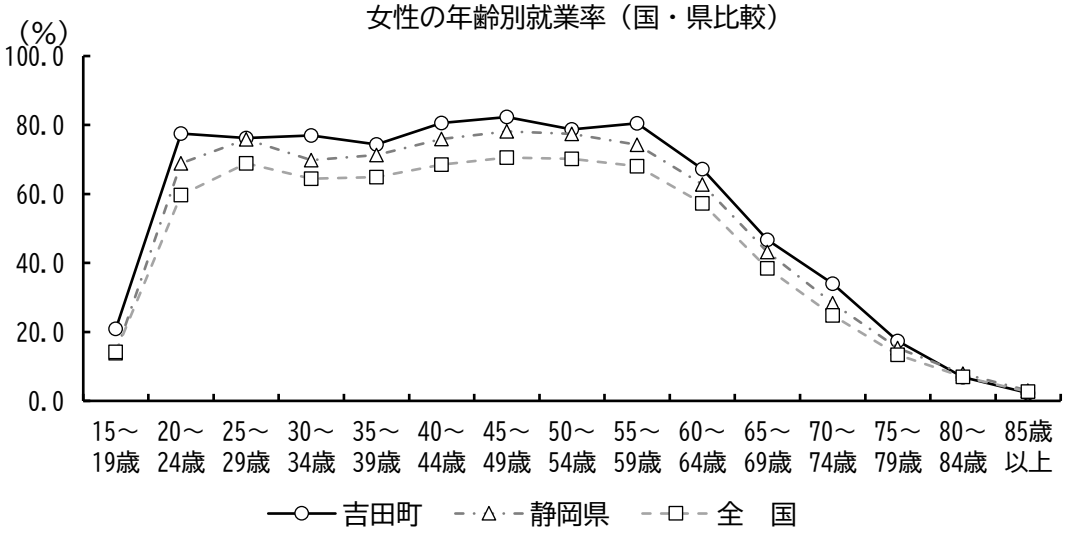


資料：国勢調査

②　女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の令和２年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、80歳以上では全国・県よりも低くなっていますが、その他の年代では全国、静岡県より高くなっています。

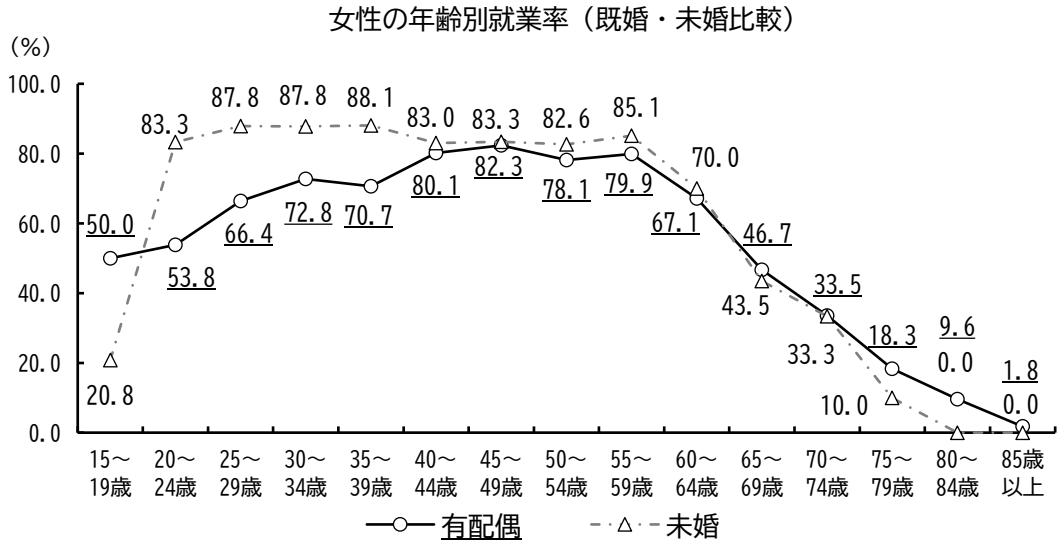
女性の年齢別就業率（国・県比較）



資料：国勢調査（令和２年）

③　女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の令和２年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

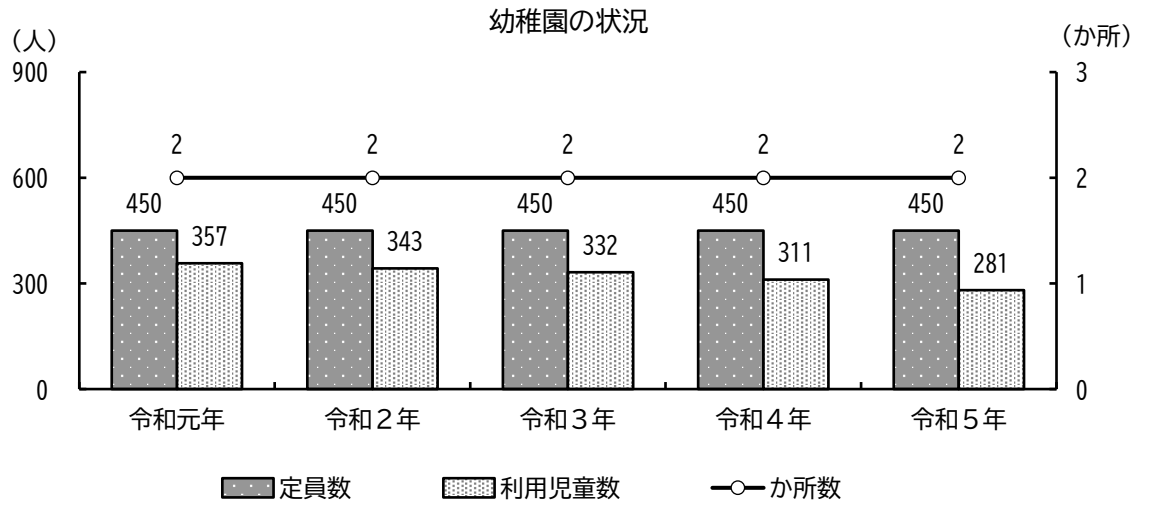


資料：国勢調査（令和２年）

（６）教育・保育サービス等の状況

①　幼稚園の状況

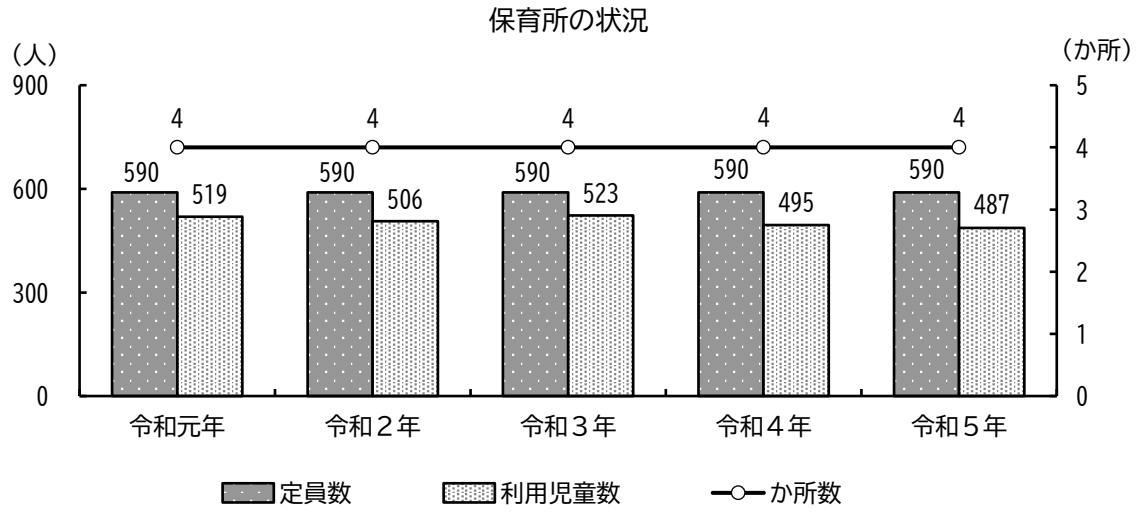
本町の幼稚園の状況をみると、定員数・か所数は横ばいで、利用児童数は年々減少しており、令和５年で定員数450人、利用児童数は281人となっています。



資料：庁内資料

②　保育所の状況

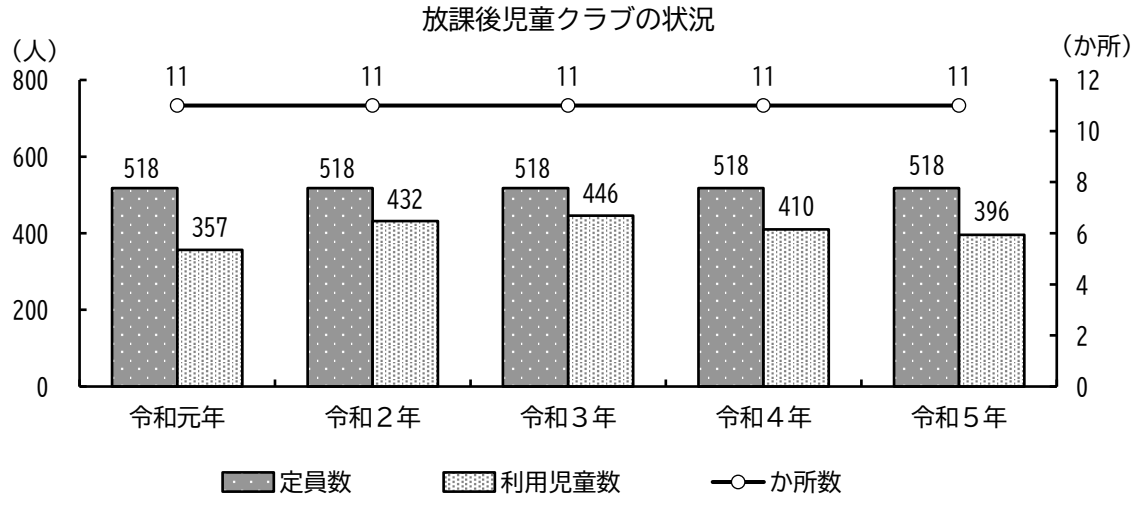
本町の保育所の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいで、利用児童数は年々減少しており、令和５年で定員数590人、利用児童数487人となっています。



資料：庁内資料

（７）放課後児童クラブの状況

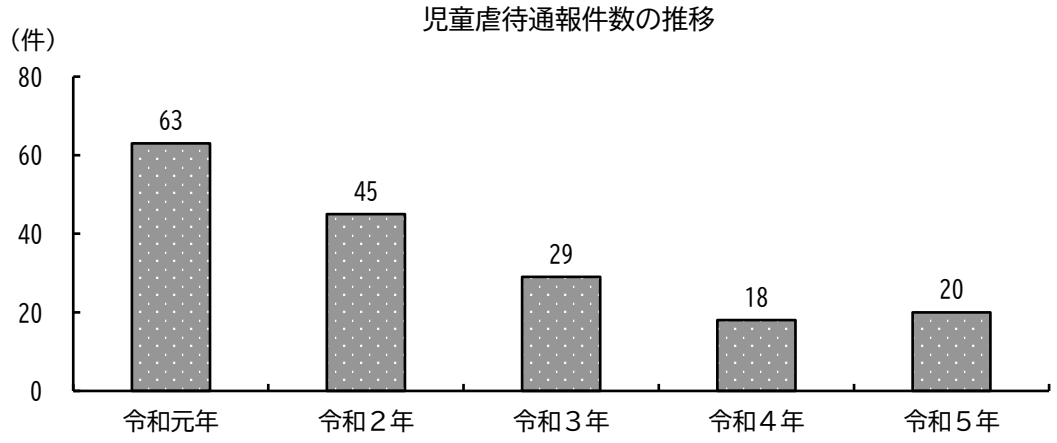
本町の放課後児童クラブにおける定員数・か所数は、横ばいで、利用児童数は令和３年をピークに減少し、令和５年で396人となっています。



資料：庁内資料

（８）児童虐待通報件数

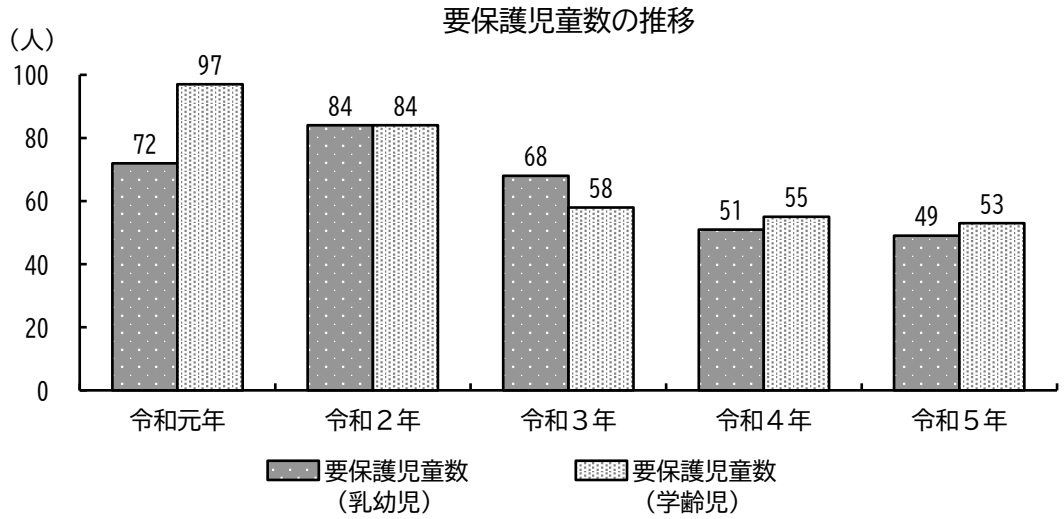
本町の児童虐待通報件数は減少傾向となっており、令和５年で20件となっています。



資料：庁内資料

（９）要保護児童数

本町の要保護児童数・生徒数は減少傾向となっており、令和５年で要保護児童数（乳幼児）は49人、要保護児童数（学齢児）が53人となっています。

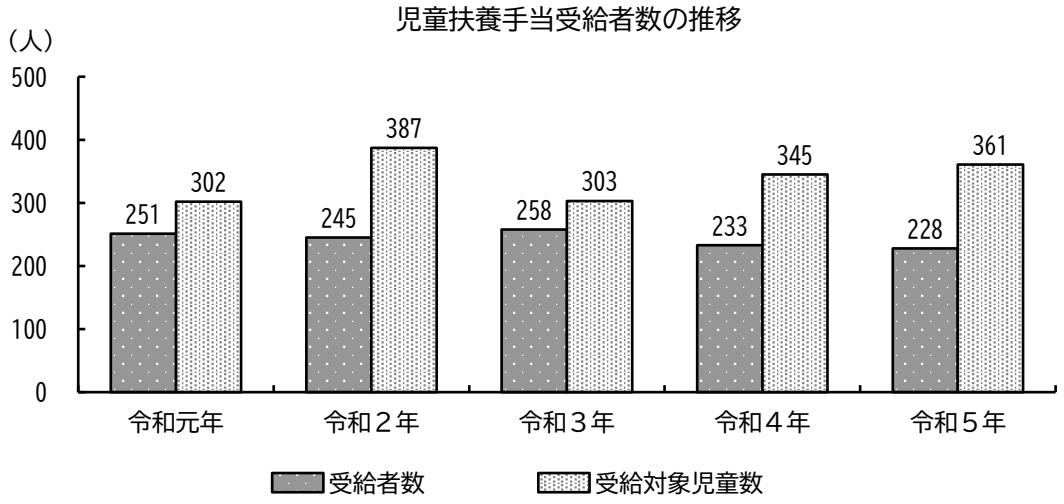


資料：庁内資料

（10）児童扶養手当・就学援助の状況

①　児童扶養手当受給者数の推移

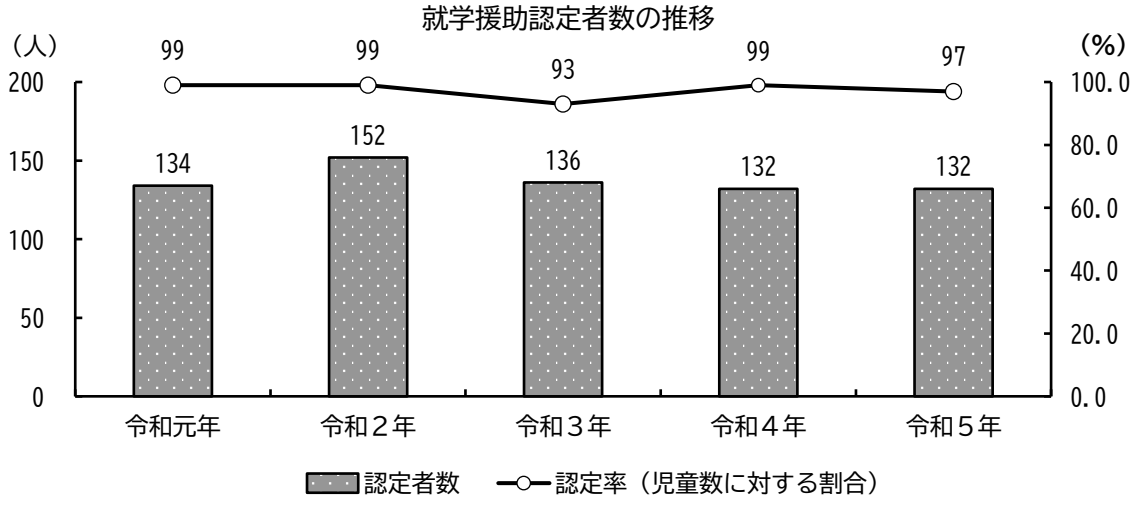
本町における児童扶養手当受給対象児童数は令和３年以降増加していますが、受給者数は減少しており、令和５年で228人となっています。



資料：庁内資料

②　就学援助認定者数の推移

本町における就学援助認定者数は令和２年以降減少傾向となっており、令和５年で132人となっています。



資料：庁内資料

2　子ども・子育てに関するニーズ調査結果

◆アンケート調査の実施

①　調査対象

就学前児童（未就園児、保育園児、幼稚園児等）がいる世帯　600世帯
小学生がいる世帯　400世帯

②　調査期間

令和６年１月19日（金）～令和６年２月２日（金）

③　回収状況

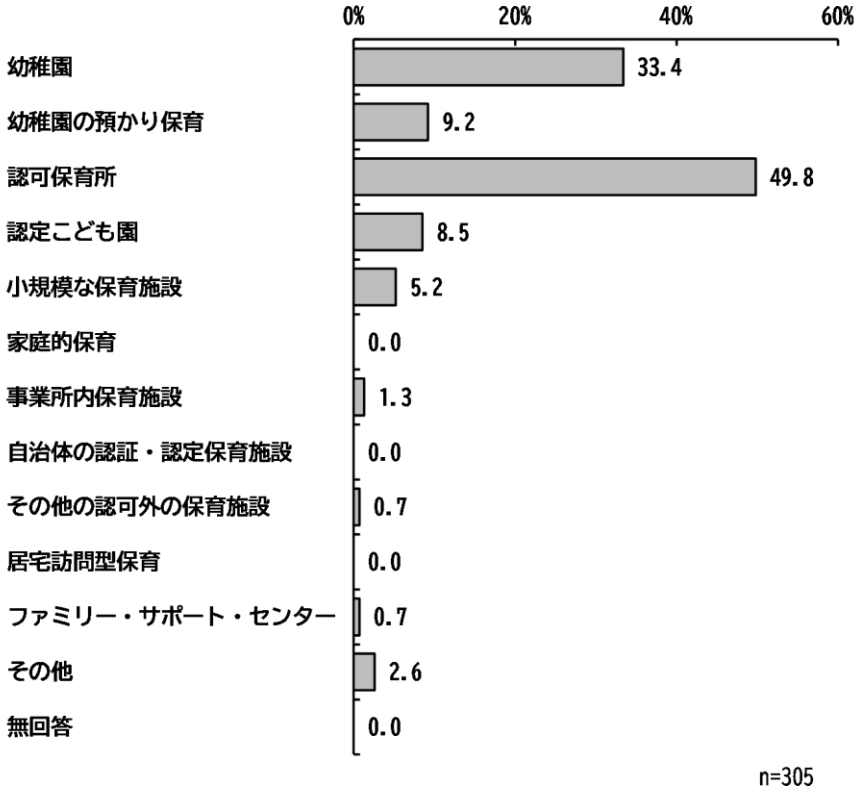
	回収数	回収率
就学前児童がいる世帯	415件	69.2%
小学生がいる世帯	272件	68.0%

◆アンケート調査の主な結果

（１）定期的な教育・保育の事業の利用状況と希望＜就学前児童の保護者＞

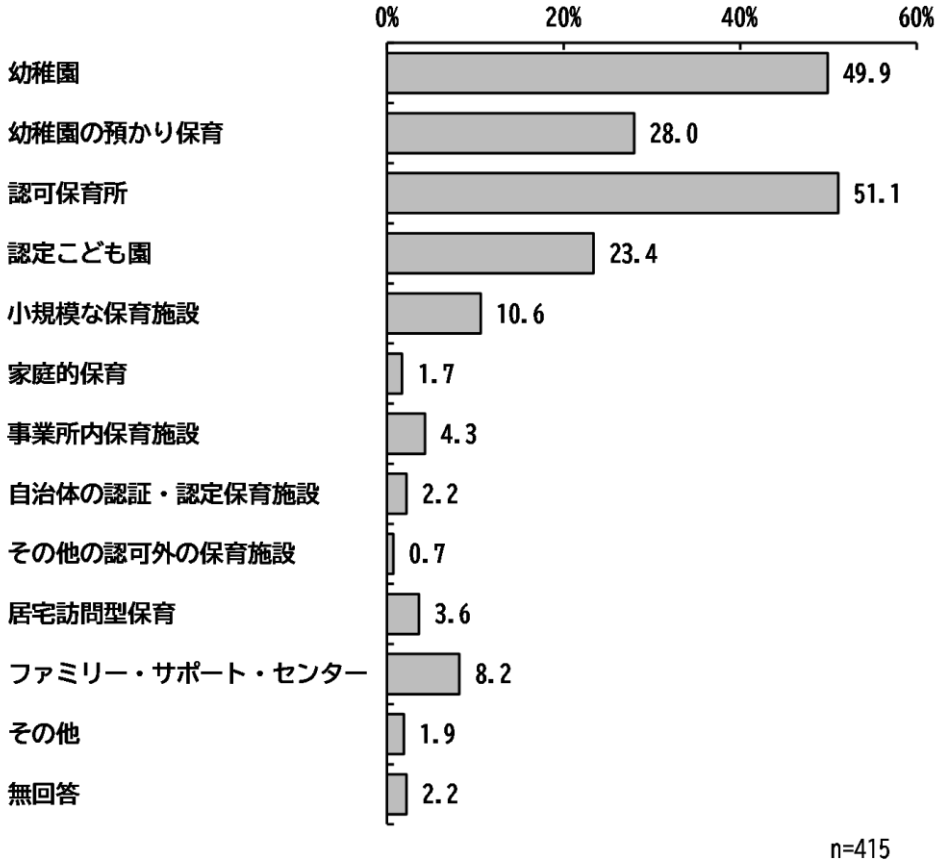
①　利用状況

利用している定期的な教育保育の事業の利用事業は、「認可保育所」49.8%が最も多く、以下「幼稚園」33.4%、「幼稚園の預かり保育」9.2%、「認定こども園」8.5%、「小規模な保育施設」5.2%となっています。



② 利用希望

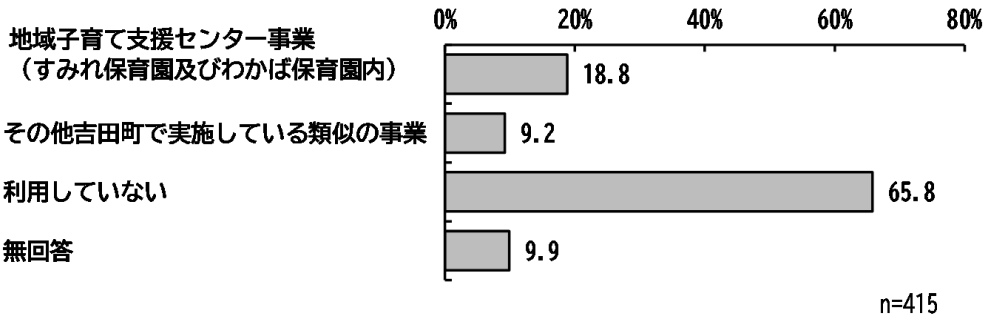
定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「認可保育所」51.1%が最も多く、以下「幼稚園」49.9%、「幼稚園の預かり保育」28.0%、「認定こども園」23.4%、「小規模な保育施設」10.6%となっています。



（2）地域の子育て支援拠点事業について

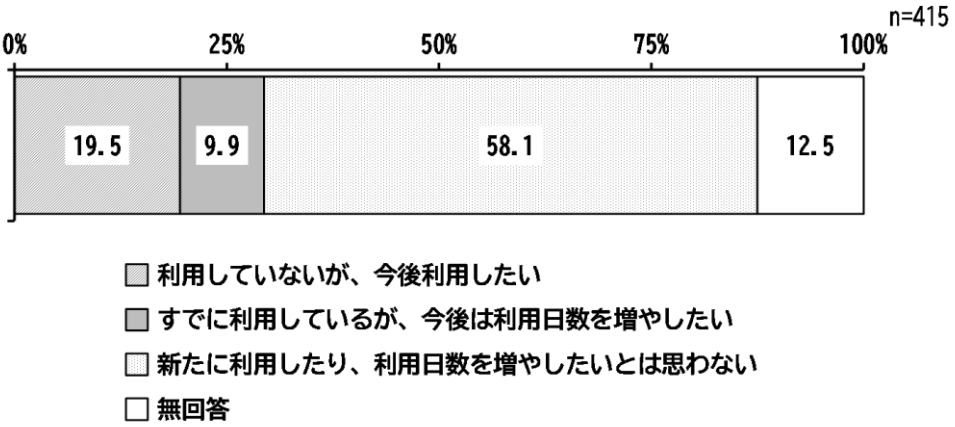
① 地域の子育て支援拠点事業の利用状況

地域の子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」65.8%が最も多く、以下「地域子育て支援センター事業（すみれ保育園及びわかば保育園内）」18.8%、「その他吉田町で実施している類似の事業」9.2%となっています。



② 地域の子育て支援拠点事業の利用希望

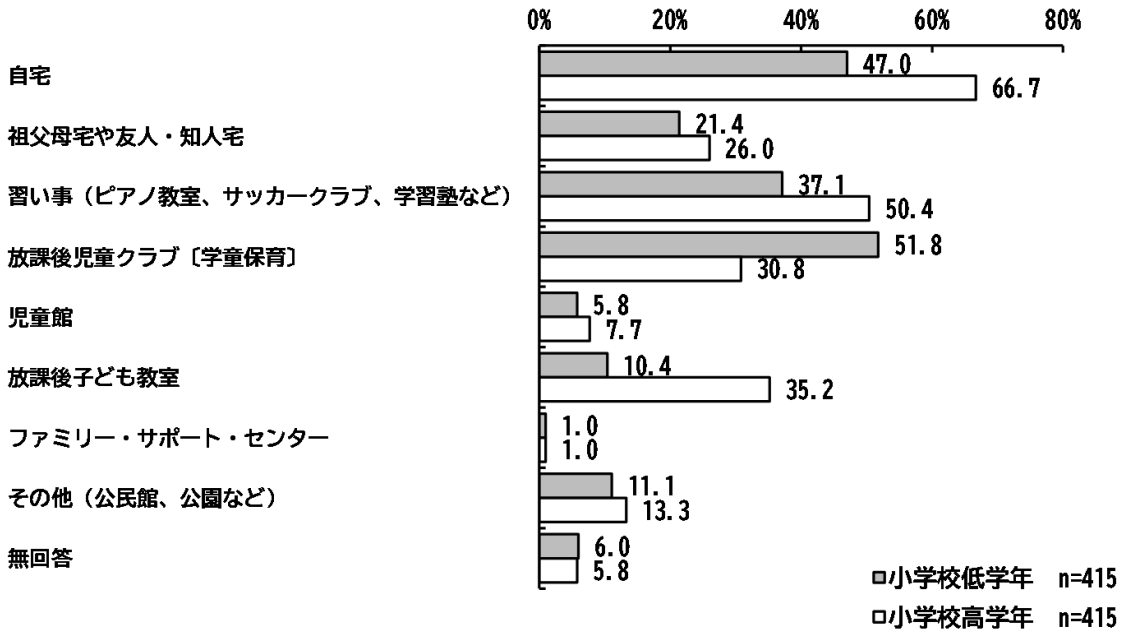
地域の子育て支援拠点事業の利用希望では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」58.1%が最も多く、以下「利用していないが、今後利用したい」19.5%、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」9.9%となっています。



（3）放課後を過ごさせたい場所＜就学前児童の保護者＞

小学校低学年のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかでは、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」51.8%が最も多く、以下「自宅」47.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」37.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」21.4%、「その他（公民館、公園など）」11.1%となっています。

小学校高学年になると、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかでは、「自宅」66.7%が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」50.4%、「放課後子ども教室」35.2%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」30.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」26.0%となっています。

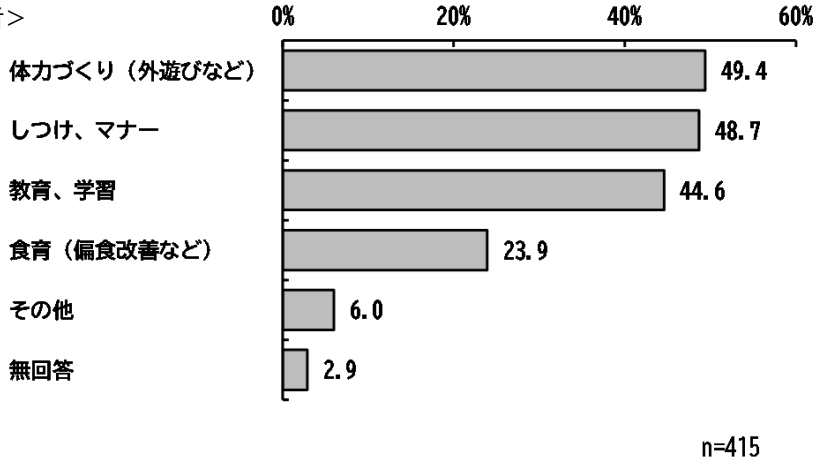


（４）平日利用する施設において期待する子どもの成長＜就学前児童の保護者＞

平日利用する施設において期待する子どもの成長は、就学前児童の保護者では「体力づくり（外遊びなど）」49.4%が最も多く、以下「しつけ、マナー」48.7%、「教育、学習」44.6%、「食育（偏食改善など）」23.9%、「その他」6.0%となっています。

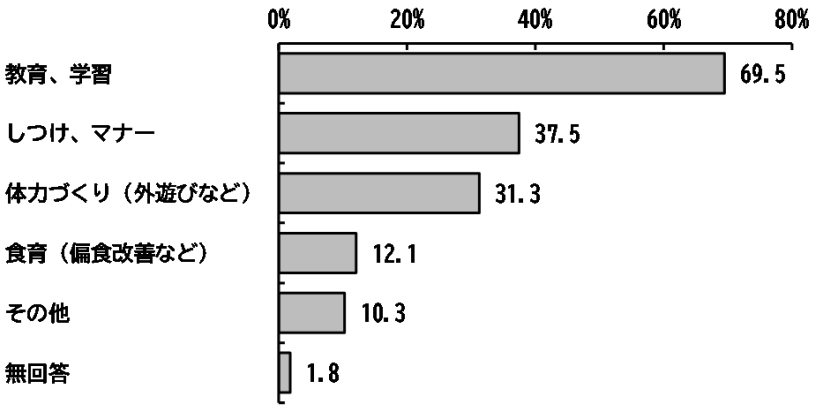
小学生の保護者では「教育、学習」69.5%が最も多く、以下「しつけ、マナー」37.5%、「体力づくり（外遊びなど）」31.3%、「食育（偏食改善など）」12.1%、「その他」10.3%となっています。

＜就学前児童の保護者＞



n=415

＜小学生の保護者＞

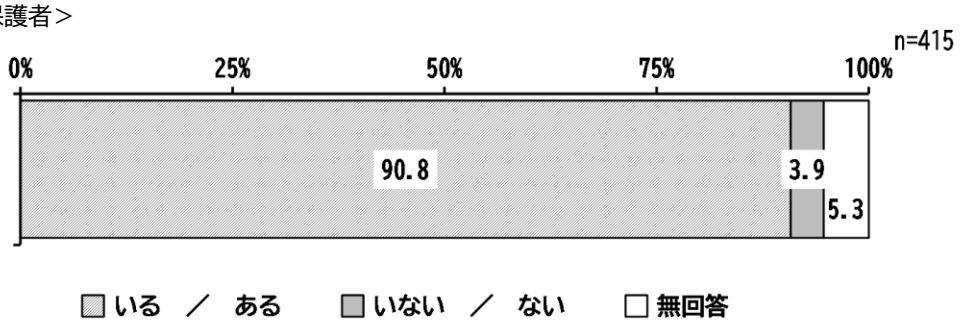


n=272

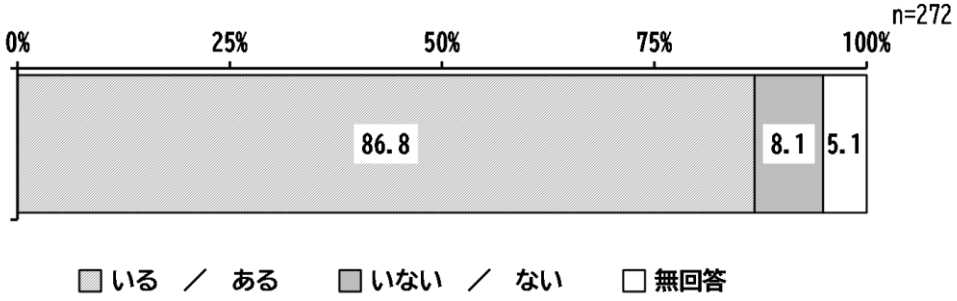
（５）子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談先の有無では、「いる／ある」は就学前児童の保護者で90.8%、小学生の保護者で86.8%、「いない／ない」は就学前児童の保護者で3.9%、小学生の保護者で8.1%となっています。

＜就学前児童の保護者＞



＜小学生の保護者＞



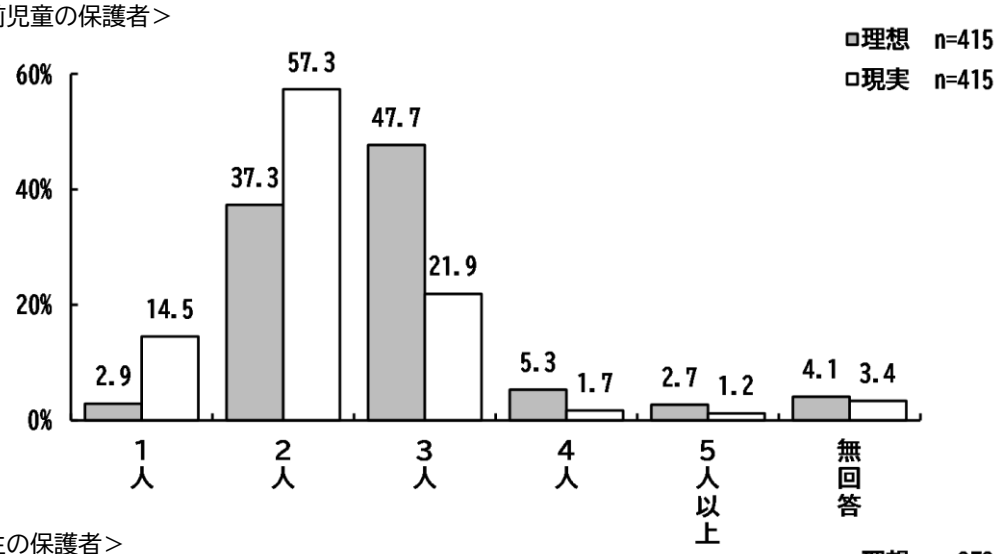
（６）理想の子どもの人数と現実的に子育て可能な子どもの人数

①　理想の子どもの人数と現実的に子育て可能な子どもの人数

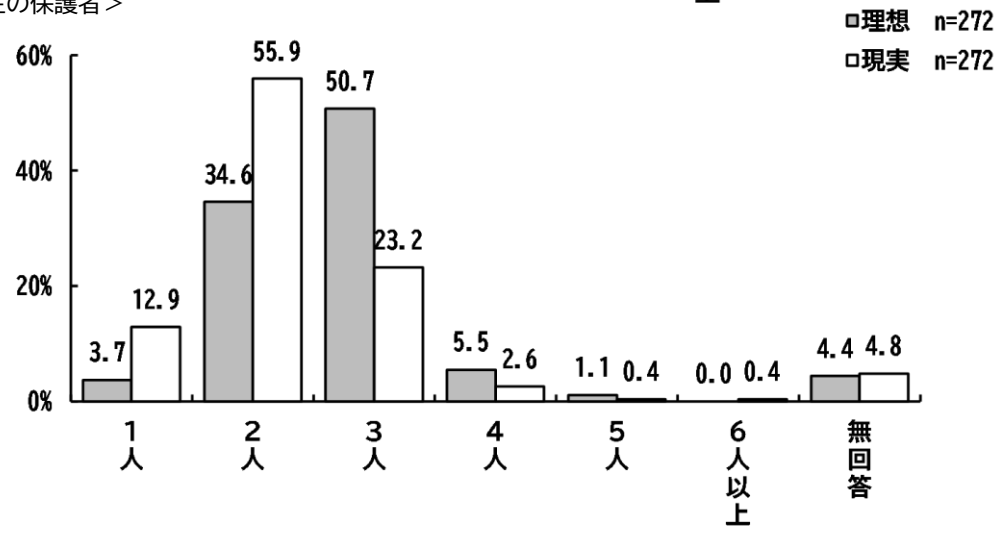
理想の子どもの人数は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「３人」が最も多く、以下「２人」、「４人」、「１人」となっています。

現実的な子どもの人数は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「２人」最も多く、以下「３人」、「１人」、「４人」となっています。

＜就学前児童の保護者＞



＜小学生の保護者＞

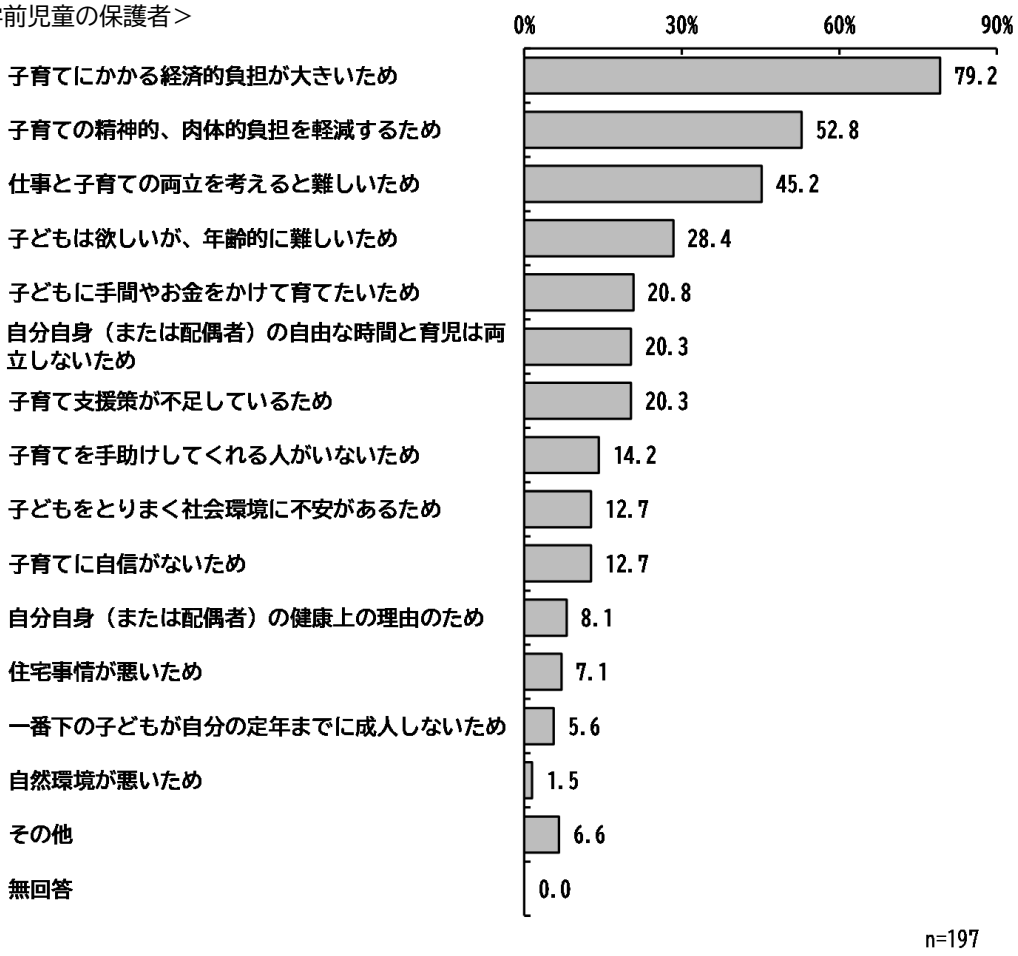


②　理想の子どもの人数よりも、現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由

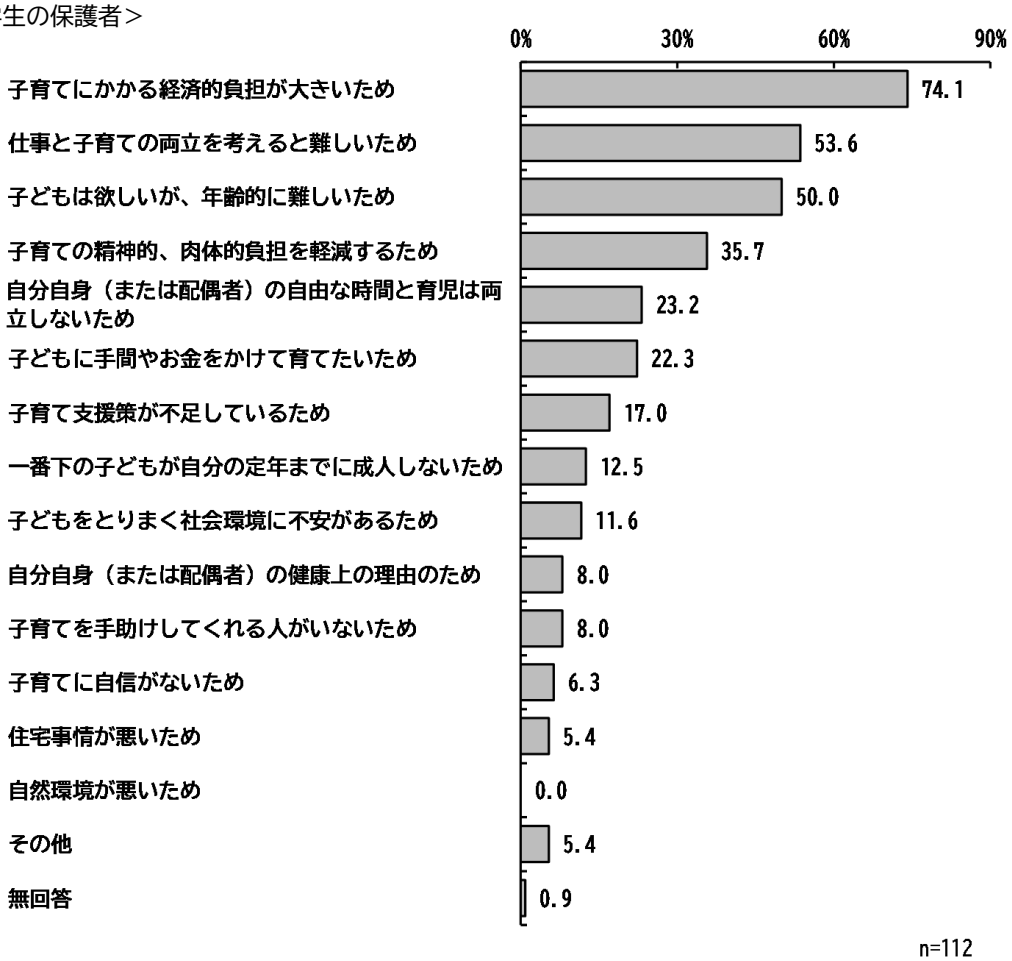
理想の子どもの人数よりも、現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子育てにかかる経済的負担が大きいため」が最も多くなっています。

また、上位の項目については、順位は異なりますが「子育ての精神的、肉体的負担を軽減するため」、「仕事と子育ての両立を考えると難しいため」、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が多くなっています。

＜就学前児童の保護者＞



＜小学生の保護者＞



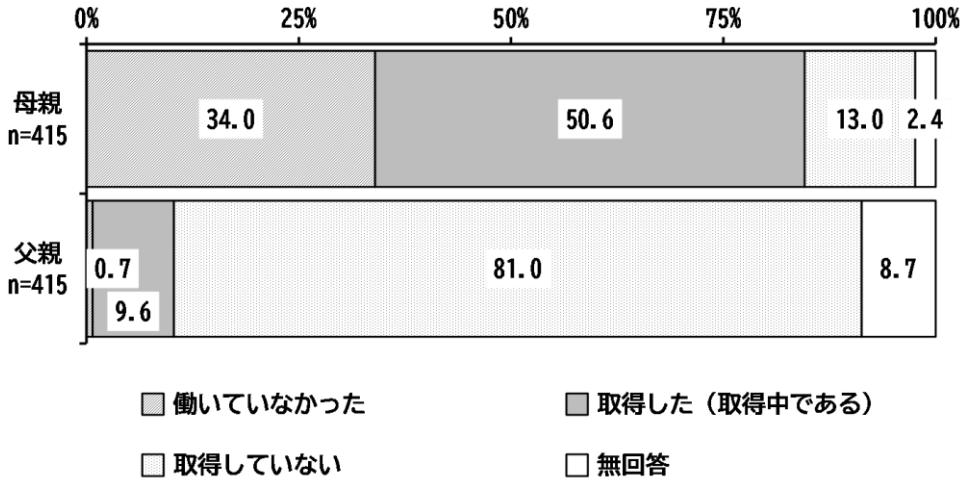
（７）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

＜就学前児童の保護者＞

①　育児休業を取得状況

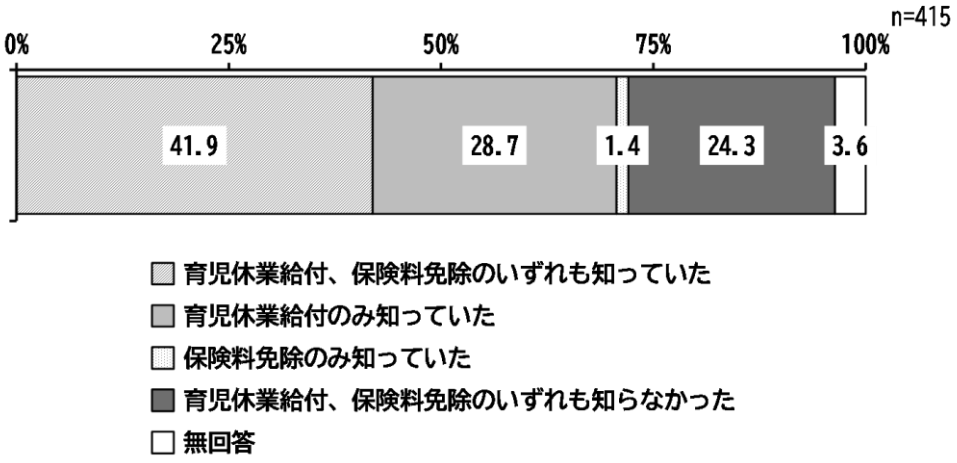
母親では、「取得した（取得中である）」50.6%が最も多く、以下「働いていなかった」34.0%、「取得していない」13.0%となっています。

父親では、「取得していない」81.0%が最も多く、以下「取得した（取得中である）」9.6%、「働いていなかった」0.7%となっています。



②　育児休業給付、保険料免除の仕組みの認知状況

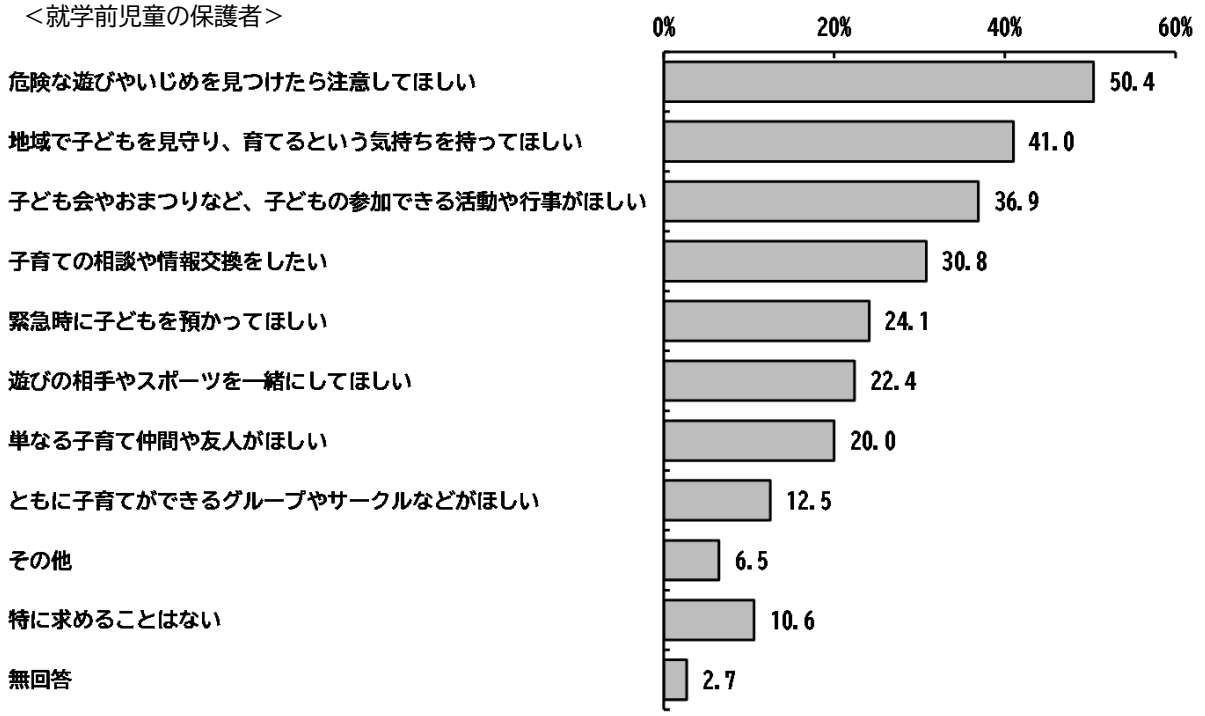
育児休業給付、保険料免除の仕組みの認知状況は、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」41.9%が最も多く、以下「育児休業給付のみ知っていた」28.7%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」24.3%、「保険料免除のみ知っていた」1.4%となっています。



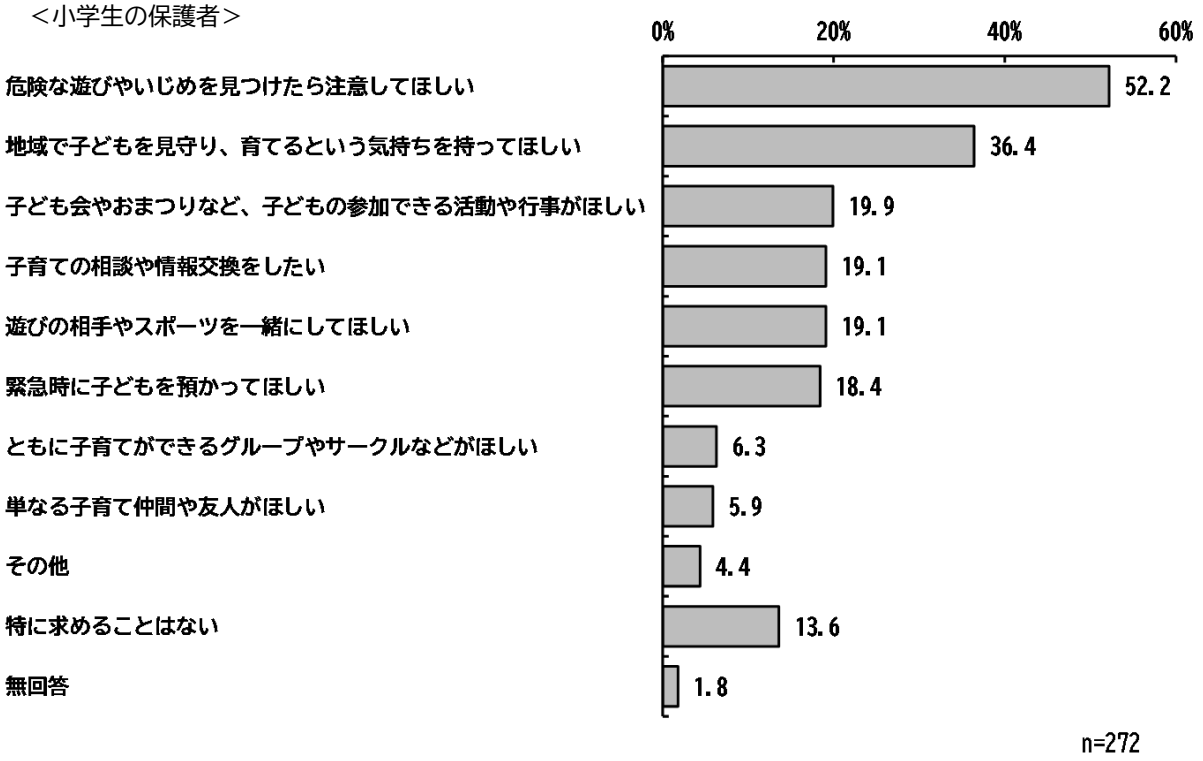
（8）子育てをするにあたって地域に求めること

子育てをするにあたって地域に求めることでは、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が最も多く、以下「地域で子どもを見守り、育てるという気持ちを持ってほしい」、「子ども会やおまつりなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい」「子育ての相談や情報交換をしたい」が多くなっています。

＜就学前児童の保護者＞



＜小学生の保護者＞



３　こども向けアンケート調査結果

（１）アンケート調査の実施

① 調査対象　小学５年生、中学２年生
② 調査結果　令和７年12月
③ 調査方法　ｗｅｂ
④ 回答数

小学５年生	中学２年生	計
149件	185件	334件

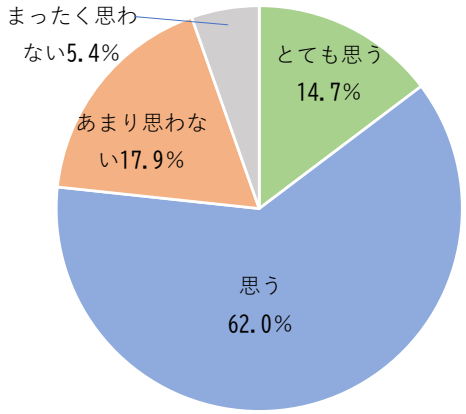
（２）座談会

① 対象者　小学５．６年生
② 期　日　令和７年８月 20 日
③ 場　所　放課後児童クラブ
④ 参加者　５人

（３）アンケート調査等の主な結果

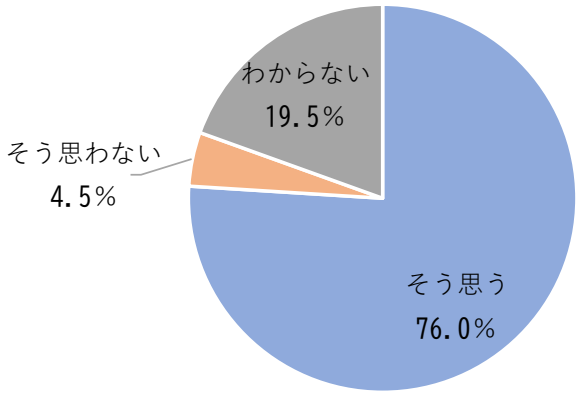
① 自己肯定感について

自分のことが好きだと思うかの質問では、「とても思う」が 14.7%、「思う」が 62.0%、「あまり思わない」が 17.9%、「思わない」が 5.4%となりました。



② 意見聴取について

先生や親、地域の人たちなど、周りにいる大人が自分の意見を聴いてくれていると思うかの質問では、「そう思う」が 76.0%、「そう思わない」が 4.5%、「わからない」が 19.5%となりました。



③ 居場所について

誰でも差別なく遊べる場所、勉強ができる場所、安全に遊べる場所、こどもだけでも行ける安心できる場所、自由に過ごせる場所、落ち着ける場所、困っているときに相談できる場所、夏は暑くて外遊びが出来ない為、屋内で遊べる施設、大人がいる安全な遊び場、遊具の多い公園が欲しい等の意見がありました。

④ 自由記載について

みんなが楽しく遊ぶ、いじめをなくす、危ない遊具は作らない、けんかをしない、みんな笑顔、こどもに優しく笑顔いっぱいで挨拶をする、学校の放課後も集まれる施設がほしい、室内で遊べるところがあると嬉しい等の意見がありました。

4　若者向けアンケート調査結果

（1）アンケート調査の実施

本調査は、当町の若者の意見などを把握するため「若者アンケート」を実施しました。

① 調査対象

若者（19歳から39歳まで）

② 調査期間

令和７年10月２日(木)から令和７年10月31日(金)まで

③ 調査方法

ｗｅｂ

④　回答数

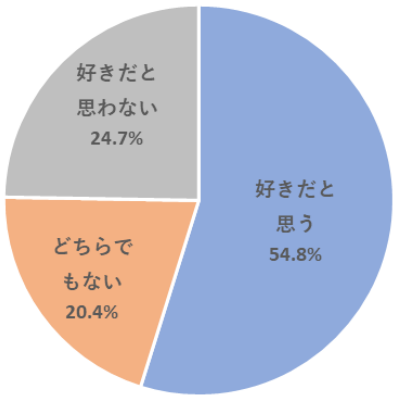
19 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	計
9 件	33 件	67 件	77 件	186　件

（２）アンケート調査の主な結果

①　自己肯定感について

自分のことが好きだの質問では、「好きだと思う」が54.8%、「どちらでもない」が20.4%、「好きだと思わない」が24.7%となりました。

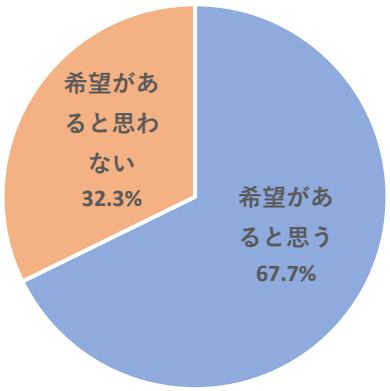
○「好きだと思う」＝『とてもそう思う』と『まあそう思う』の合算
○「どちらでもない」
○「好きだと思わない」＝『あまりそう思わない』と『そう思わない』の合算



②　自分の将来について

自分の将来について明るい希望があると思いますかの質問では、「希望があると思う」が67.7%、「希望があると思わない」が32.3%となりました。

○「希望がある思う」＝『そう思う』と『どちらかといえばそう思う』の合算
○「希望があると思わない」＝『どちらかといえばそう思わない』と『そう思わない』の合算



③　自由記載について

遊具の多い公園、日陰の多い公園、屋内施設の設置やショッピングモール、映画館などの商業施設の誘致を希望する意見が多数ありました。また、こどもの一時預かりや保育料の無償化を希望する意見も複数ありました。

5　アンケート調査結果等を踏まえた課題

（1）地域における子育て支援について

就学前児童の保護者アンケート調査では、地域の子育て支援拠点事業の利用状況について、「地域子育て支援センター事業（すみれ保育園及びわかば保育園内）」18.8%と前回調査と比べて増加しており、次いで「その他吉田町で実施している類似の事業」9.2%となっています。地域子育て支援拠点事業の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせて約３割となっています。

今後も、本町の子育て支援事業については、サービス利用の必要性のある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

また、アンケート調査では、子育てをするにあたって地域に求めることについて、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が最も多く、以下「地域で子どもを見守り、育てるという気持ちを持ってほしい」、「子ども会やおまつりなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい」「子育ての相談や情報交換をしたい」など多くのことが期待されています。

今後も地域全体でこどもたちを育てる意識の醸成とともに、支援者のスキルアップ、人材確保等の支援体制の強化が求められます。

（2）居場所について

就学前児童の保護者アンケート調査において、保護者が放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたいと思う場所は、小学校低学年のうちは、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」51.8%が最も多く、以下「自宅」47.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」37.1%となっています。また、小学校高学年になったら過ごさせたい場所は、「自宅」66.7%が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」50.4%、「放課後子ども教室」35.2%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」30.8%となっています。

放課後児童クラブの利用希望が多いことから、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの体制整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保して

いくことが必要です。

また、自宅で過ごすこども・若者や自宅で過ごすことを希望する保護者の割合も高くなっていますが、自宅以外でも、様々な体験を通して、心身ともに健やかに成長できる居場所や環境をつくることが大切です。

（３）妊娠・出産・子育て期など切れ目のない支援について

就学前児童及び小学生の保護者のアンケート調査では、子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談先がある人は約９割となっている一方で、相談する人がいない保護者もいます。

今後、こども・若者と親の健康を確保するためには、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実を図るとともに、継続的な支援が必要です。また、妊娠や出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を進める必要があります。さらに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めることにより、産前産後の支援を充実させるとともに、その体制を強化することが求められます。

その他、アンケート調査では、理想の子どもの人数より現実的に子育て可能なこどもの人数が少ない理由については、就学前児童・小学生の保護者ともに「子育てにかかる経済的負担が大きいため」「子育ての精神的、肉体的負担を軽減するため」「仕事と子育ての両立を考えると難しいため」が上位に挙がっており、子育てに係る各負担の軽減策が求められています。

また、保護者だけでなく、こどものライフステージに応じて切れ目のない必要な支援を行い、18歳以降の支援に繋げることも重要です。

（４）食育について

本町では第３次健やかプラン吉田２１に基づき、幼少期から食育に取組んでいます。食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、こどもにとって重要な学びの一つです。アンケート調査においても、平日利用する施設において保護者が期待する子どもの成長として、「食育」の意見が挙がっています。

今後も、家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、規則正しい食習慣や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

（５）幼児教育、学校等の教育環境について

本町では、就学に備えて、就学前児童を対象に、子どもの教育として、運動、音楽、食育、英語あそび等の教室を行っています。また、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進しています。

就学前児童及び小学生の保護者のアンケート調査では、平日利用する施設において期待する子どもの成長は、就学前児童の保護者では「体力づくり（外遊びなど）」が最も多く、以下「しつけ、マナー」、「教育、学習」、「食育（偏食改善など）」となっています。小学生の保護者では「教育、学習」が最も多く、以下「しつけ、マナー」、「体力づくり（外遊びなど）」、「食育（偏食改善など）」となっています。

今後も、子どもの多様な価値観や考え方が尊重され、自分の意思表示ができることで、自己肯定感を得られ、自信に繋がる教育を推進することが重要です。

（６）仕事と子育ての両立の推進

就学前児童の保護者のアンケート調査では、定期的な教育保育の事業の利用状況は、「利用している」が73.5%と前回調査と比べ増加しています。現在の母親の就労状況をみると、産休・育休・介護休業中である人も含めて、何らかの職に就いている方の割合が75.0%と増加しています。また、現在就労していない方の就労意向としては、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が39.6%と増加しており、保育ニーズの増加が見込まれます。

また、就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況について、母親では、「取得した（取得中である）」が50.6%と最も高くなっています。父親では、「取得していない」が81.0%と最も高く、前回調査と比較すると、「取得していない」の割合が減少しています。

今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行うとともに、男性の家事・子育てへの参画を促進することが重要です。

（７）困難を抱えるこども・若者と家庭への支援

本町における児童虐待通報件数、要保護児童数は減少傾向となっていますが、令和５年で児童虐待通報件数は20件、要保護児童数（乳幼児）は49人、要保護児童数（学齢児）が53人となっています。

貧困、虐待、障害、不登校、ひきこもり、外国にルーツがあるこども・若者、育児不安や育児ストレスを抱える家庭、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者とその家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じ、様々な機関が連携し、支援していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1　基本理念

本町の「第６次吉田町総合計画」では、将来都市像を「豊かで活気にあふれ、心を魅了するまち　吉田町」としています。

令和５年４月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また、令和５年12月に策定された「こども大綱」では、こどもや若者を「社会の真ん中」に据え、権利の主体として尊重し、誰一人取り残さず、全ての人にとってウェルビーイングな「こどもまんなか社会」を、こどもや若者等の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

本計画は、「第６次吉田町総合計画」の目指すまちづくりや「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」、本町のこども・若者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、下記のとおり基本理念を定めます。

全てのこどもたちが
安全で健やかに成長できるまち

2　基本目標

基本目標１　こども・若者等を支えるまちづくり

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。様々な機会を捉えて、こどもの権利条約等の普及啓発やこどもの意見聴取しやすい環境づくりに努めます。

核家族化や共働き家庭の増加等の社会状況の変化に伴い、保育ニーズは高まっています。乳幼児期の保育サービスや就学児童の放課後の居場所づくり等を計画的に進めます。

基本目標２　こども・若者等の健康づくり

核家族化の進行やライフスタイル、価値観の変化に伴い、子育てのニーズは多様化しており、各家庭やこども・若者のニーズに合わせたサービスを提供します。

また、こども・若者と親の健康を守ることも重要であることから、妊娠前からの心身の健康づくりやこどもの健やかな発育とよりよい生活習慣が形成できるよう切れ目のない支援を行うとともに、幼少期からの食育を推進します。

基本目標３　こども・若者が健やかに育つ環境の整備

こどもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、こども・若者の育ちを第一に考え、こども・若者が健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、こどもの自主性や社会性を育てるとともに、家庭での子育てや教育の力を強化し、こども・若者の多様な価値観や意見を尊重することで、自ら意思表示できる力を育み、自己肯定感と自信を高める教育を推進します。幼児期からの発達と学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を引き続き行い、本町の特色を生かした教育を進めていきます。

また、若者が将来の新生活を円滑に営むことができるようにするために、就労・結婚等への支援の充実を図ります。

基本目標４　子育てと仕事の両立支援

安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を目指して、多様な保育サービスや放課後児童対策を強化します。また、育児休業等の制度の周知、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進に取組むとともに、男性の家事や子育てへの積極的な参画も促進します。

基本目標５　子育てにやさしい生活環境の整備

様々な子育ての不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりやこどもの遊び場の整備等、引き続き、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに努めます。

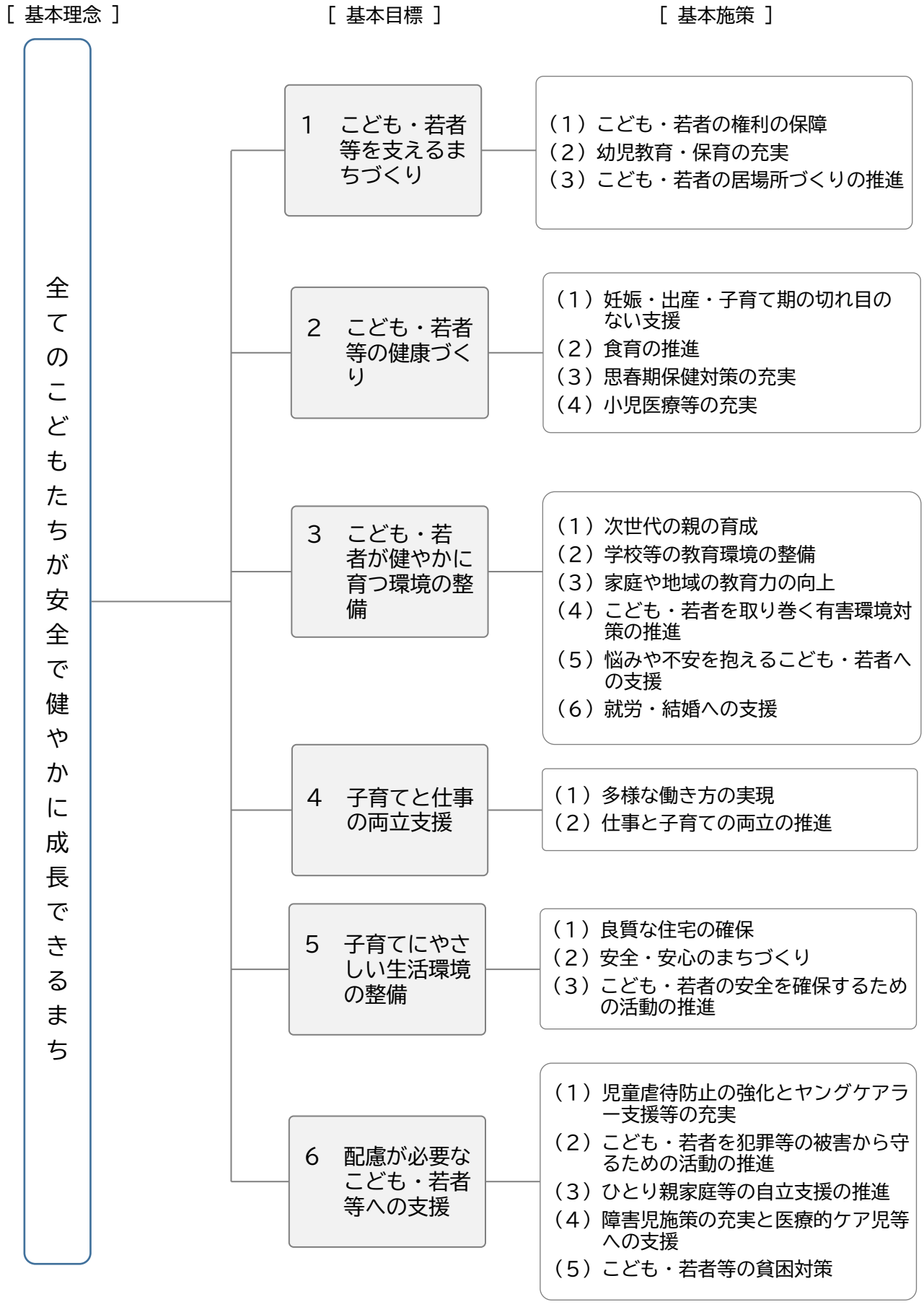
相談体制や情報提供の充実を図るとともに、犯罪被害者等の経済的支援の充実や、地域ぐるみの防犯体制の整備を推進します。

また、こどもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備にも努めていきます。

基本目標６　配慮が必要なこども・若者等への支援

貧困、虐待、障害、医療的ケア児、不登校、ひきこもり、外国にルーツがあるこども・若者、育児不安やストレスを抱える家庭、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者や配慮が必要な保護者に対して、関係機関が連携し、こども・若者の特性に応じた継続的な支援を行います。また、「こども・若者の貧困」に対しても、国の方針に基づき、相談対応や負担軽減などの支援策を充実させ、経済的困難を抱える家庭への対応を進めます。

3　施策の体系


［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 基本施策 ］
全てのこどもたちが安全で健やかに成長できるまち
1　こども・若者等を支えるまちづくり
（1）こども・若者の権利の保障
（2）幼児教育・保育の充実
（3）こども・若者の居場所づくりの推進
2　こども・若者等の健康づくり
（1）妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
（2）食育の推進
（3）思春期保健対策の充実
（4）小児医療等の充実
3　こども・若者が健やかに育つ環境の整備
（1）次世代の親の育成
（2）学校等の教育環境の整備
（3）家庭や地域の教育力の向上
（4）こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進
（5）悩みや不安を抱えるこども・若者への支援
（6）就労・結婚への支援
4　子育てと仕事の両立支援
（1）多様な働き方の実現
（2）仕事と子育ての両立の推進
5　子育てにやさしい生活環境の整備
（1）良質な住宅の確保
（2）安全・安心のまちづくり
（3）こども・若者の安全を確保するための活動の推進
6　配慮が必要なこども・若者等への支援
（1）児童虐待防止の強化とヤングケアラー支援等の充実
（2）こども・若者を犯罪等の被害から守るための活動の推進
（3）ひとり親家庭等の自立支援の推進
（4）障害児施策の充実と医療的ケア児等への支援
（5）こども・若者等の貧困対策

4　数値目標

次のとおり数値目標を設定し、本計画に掲げた施策を推進します。

目標	現状値 （令和 7 年度）	目標値 （R11 年度）
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 （自己肯定感の高さ）	こども　76.7% 若　者　54.8%	こども　80% 若　者　70%
先生や親、地域の人たちなど、周りにいる大人が自分の意見を聞いてくれていると思うこどもの割合	こども　76.0%	こども　80%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う若者の割合	若　者　67.7%	若　者　80%

【現状値の出典】

・こども…こども向けアンケート調査（小学 5 年生、中学 2 年生）

・若　者…若者向けアンケート調査（19～39 歳）

第4章　こども施策の内容

■「第４章　こども施策の内容」の見方

基本目標

基本施策

事業名と具体的な取り組み内容

基本目標１　こども・若者等を支えるまちづくり

基本施策（１）こども・若者の権利の保障

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、
見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに
発を行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	こども・若者の意見聴取の機会の確保	○こども・若者や子育て家庭の声を聴く方策や声をあげにくいこども・若者から意見聴取の機会を確保します		○	○	○	こども未来課
						○	こども未来課 生涯学習課 福祉課 町民課

取組内容・取組の対象者

取組がどのライフステージを対象としているかを示しています。

「誕生前～幼児期」…妊娠、出産、義務教育年齢に達するまで

「学童・思春期」…小学生、中学生年代から概ね 18 歳まで

「青年期」…概ね 18 歳から 39 歳まで（ポスト青年期を含む）

「子育て」…子育て当事者

基本目標１　こども・若者等を支えるまちづくり

基本施策（１）こども・若者の権利の保障

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、こども・若者や子育て当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに、こどもの権利に関する周知・啓発を行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	こども・若者の意見聴取の機会の確保	○こども・若者や子育て家庭の声を聴く方策や声をあげにくいこども・若者から意見聴取の機会を確保します。		○	○	○	こども未来課
②	こどもの権利に関する周知・啓発	○こども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、人権教育講演会や学校などにより人権意識の向上を図ります。	○	○	○	○	こども未来課 生涯学習課 福祉課 町民課 学校教育課

基本施策（２）幼児教育･保育の充実

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育プログラムを推進するとともに、こどもの発達に応じた幼児教育・保育の展開を図ります。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	幼児教育カリキュラムの推進	○幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。 ○カリキュラムを基に幼稚園、保育所から小学校へと滑らかにつなぐ教育課程や指導方法の在り方について探り実践していきます。	○	○		○	学校教育課 こども未来課
②	教育・保育の提供体制の確保及び質の向上	○教育・保育の提供体制を確保するとともに、利用者のこどもの状況や自らのニーズに合わせたサービスを選択できるようサービスの充実を図ります。	○	○		○	こども未来課

基本施策（３）こども・若者の居場所づくりの推進

放課後の居場所やそれぞれの状況に応じた多様な居場所・環境づくりを進め、地域全体でこども・若者を見守り、支えていく体制を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	放課後児童健全育成事業	○放課後に保護者が仕事などで家庭に居ない児童に、安全で安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学びや交流を通じて、児童が健やかに育つよう支援します。また、季節ごとの学校休暇等、実情に応じ対応します。 ○令和９年度に自彊小学校区第３放課後児童クラブ室と児童館を一体的に整備します。 ○こどもたちが安心して利用できるよう施設整備に努めます。		○		○	こども未来課
②	児童館の運営	○安全で安心できる居場所を提供し、遊びや学びを通じで心身の発達をサポートします。 ○こどもたちが安心して利用できるよう施設整備に努めます。 ○北区に児童館を整備し、乳児親子や中･高校生世代等の居場所について検討します。	○	○		○	こども未来課
③	地域子育て支援拠点事業 （ベビーマッサージ、リトミック教室、親子deヨガ、親子教室、ごはんのおはなし、子育てサークル、みんなおいで等）	○おおむね３歳未満の児童にこどもの遊び場を提供するとともに、その保護者等を対象に気軽に参加できる交流の場を提供します。 ○子育てに関する不安解消のために、子育て関連情報の提供、子育て相談、援助、親子教室等の開催及び子育て支援活動を行う団体等との交流を行います。	○			○	こども未来課
④	地域学校協働活動	○地域住民や団体等の幅広い方々の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える活動を推進します。		○			生涯学習課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑤	生涯学習教室	○語学・音楽・ダンス等の様々な分野の学習機会を提供し、自発的学習意欲の促進を図ります。		○	○	○	生涯学習課
⑥	チャレンジ教室	○地域の方が講師となり、スポーツや芸術文化活動など様々な教室を開催します。		○			生涯学習課
⑦	ソフトランニング教室	○運動の基本である走ることの楽しみを知り、幅広い年齢層の人達が、気軽に参加し運動をする機会を提供します。		○	○	○	生涯学習課
⑧	よしスポサークル	○どんな方でも取り組みやすいニュースポーツを中心にスポーツサークルを開催します。			○	○	生涯学習課
⑨	地域教育推進協議会事業	○地域の方が主体となり、地域のこどもたちに様々な体験活動を提供します。		○			生涯学習課
⑩	放課後子ども教室推進事業	○こどもたちが様々な体験活動を行い、放課後における安全・安心な居場所づくりを提供します。		○			生涯学習課

基本目標２　こども・若者等の健康づくり

基本施策（１）妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

こども・若者と母親の健康を確保するため、各種健康診査をはじめ、予防接種や相談事業、講座を実施するとともに、乳児のいる家庭を全戸訪問します。また、産前産後から子育て期にわたって安心してこどもを生み育てられるよう、子育て支援に関する情報提供や相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を提供します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	母子健康手帳交付	○母子健康手帳の意義や使い方を伝えるとともに、妊娠や分娩、産後の保健指導、健康相談を行い、妊婦の不安や心配が軽減できるよう、様々なサービスを紹介し、妊娠、出産、育児が安心して行えるよう支援します。	○			○	健康づくり課
②	妊産婦・新生児訪問 （乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	○保健師、助産師等の専門職が家庭を訪問し、母子の心身の健康状態の把握、各家庭に応じた健康相談、保健指導、情報提供を行い、妊娠中、産後の不安の軽減を図ることで安定した妊娠期、産後が送れるよう支援します。 ○支援の必要な妊産婦やこどもの早期把握に努め、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげていきます。	○			○	こども未来課 健康づくり課
③	妊娠期及び産後の健康教育、産後ケア （パパママ教室、産後ケア事業）	○妊娠期及び産後の心身の変化や健康管理、食生活、育児等についての知識を伝えます。 ○妊娠期からの仲間づくりや母性、父性に対する意識の向上、産後の母親の孤立感や育児不安の軽減、心身のケアを行うことで精神的安定を図り、出産、育児を安心して行えるよう支援します。	○			○	健康づくり課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
④	妊産婦の健康診査、健康相談	○妊娠中及び産後の異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで母子の健康の保持増進を図ります。 ○心身のケアや育児サポートの必要な妊産婦を早期に把握し、安心して育児が行えるよう助産師による健康相談や産前産後サポート、産後ケア事業等の適切な支援につなげます。	○			○	健康づくり課
⑤	不妊・不育症相談支援、不育症治療費助成	○不妊・不育に悩む夫婦に対し、専門職による相談・精神的サポートを行います。 ○不育症治療にかかる費用の助成を行い、安心して妊娠期を迎えられるよう支援を実施していきます。			○	○	健康づくり課
⑥	乳幼児の健康診査、健康相談 （新生児聴覚スクリーニング検査、健康診査、健康相談、歯科相談）	○病気を早期に発見するとともに、安心して育児が行えるよう、多職種の専門職が、こどもの発育・発達や子育ての環境等に応じた相談、保健指導を行います。	○			○	健康づくり課
⑦	健診事後指導・相談・乳幼児訪問 （健診事後指導（心理相談、チューリップルーム）・乳幼児訪問）	○健診等で支援が必要とされたこどもと保護者に対し、心理士や療育機関等と連携して専門的な相談の場やサービスを提供することで健やかな発育、発達を促し、育児を安心して行えるよう支援します。 ○家庭や就園先等への訪問、電話や面談により、継続的な支援を行います。	○			○	健康づくり課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑧	歯科保健対策 （妊婦歯科健康診査、乳幼児及び保護者に対する歯科相談及び指導事業、フッ素塗布、フッ素洗口事業）	○妊娠中からの口腔衛生指導により、妊婦自身や生まれてくるこどもへの歯の健康に対する関心、予防意識の向上を図ります。 ○継続した歯科保健指導、フッ素塗布、保育所、幼稚園でのフッ素洗口を通し、親へ正しい食習慣や歯磨きの知識を普及していくことにより、こどものむし歯予防を推進します。 ○学校でのフッ素洗口を継続的に実施し、児童・生徒のむし歯予防を推進します。	○	○	○	○	健康づくり課 学校教育課
⑨	感染症予防事業 （定期接種事業・助成事業）	○感染症に対する正しい知識の普及、啓発を行うとともに予防接種の接種率向上に努め、こどもの感染症予防を促進します。 ○風しんやおたふく等の予防接種費用を助成することで、予防接種を受けやすい環境づくりに努め、妊婦やその家族、こども、妊娠を希望する方の感染症予防を図ります。	○	○	○	○	健康づくり課
⑩	こども家庭センター事業	○母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談・支援を行います。	○	○		○	こども未来課 健康づくり課
⑪	電子親子手帳事業 （よしにこダイアリー）	○妊婦や乳幼児の健診情報記録やこどもの成長記録、予防接種のスケジュール管理を保護者自身で行うことができるアプリの利用促進を図ります。	○			○	健康づくり課
⑫	妊娠出産等応援助成事業	○妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるように身近で相談に応じるとともに、助成金を交付することにより、妊婦と児の保護者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	○			○	健康づくり課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑬	健康教育事業	○講習会や町のイベント等において、町の健康課題の周知やこどもの頃からの生活習慣病予防など正しい知識を普及するための健康教育を実施しています。	○	○	○	○	健康づくり課
⑭	各種検診事業（子宮頸がん、乳がん）	○早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施します。また、精密検査未受診者には、医療機関への早期受診を促します。			○	○	健康づくり課

基本施策（２）食育の推進

食を通じた豊かな人間性の形成や、乳幼児期から発達段階に応じた望ましい食習慣、食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身につけることができるよう、食育を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	キッズクッキング	○こどもを対象に栄養や調理の話、実習などを行い、「食」に対する関心を高めるよう食育を進めます。		○			こども未来課
②	保育所等での食育活動	○野菜の栽培・収穫や地域の食文化を取り入れた給食の提供及び食に関する教室を開催し、様々な体験を通じて食べる事の楽しさや大切さを実感できる食育を推進します。	○				こども未来課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
③	地域子育て支援拠点事業 （ベビーマッサージ、リトミック教室、親子deヨガ、親子教室、ごはんのおはなし、子育てサークル、みんなおいで等）（再掲）	○おおむね３歳未満の児童にこどもの遊び場を提供するとともに、その保護者等を対象に気軽に参加できる交流の場を提供します。 ○子育てに関する不安解消のために、子育て関連情報の提供、子育て相談、援助、親子教室等の開催及び子育て支援活動を行う団体等との交流を行います。	○			○	こども未来課
④	妊産婦・乳幼児の栄養教育、相談事業 （離乳食教室・乳幼児健康相談）	○離乳食や乳幼児期の栄養に関する知識、産後の栄養の摂り方等について健康教育、相談を行います。	○			○	健康づくり課
⑤	食育推進事業	○こどもの頃からの望ましい食習慣の形成ができるよう適切な食習慣を身につけるための啓発や学びの場を広げ、食を通じた健康づくり事業を行います。	○	○	○	○	健康づくり課
⑥	食育事業	○小中学生に食事の大切さ、バランスの良い食事、規則正しい摂食などの大切さを教えるため、家庭科、保健体育科及び学級活動の時間に食育の指導を行います。		○			学校教育課

基本施策（３）思春期保健対策の充実

自分や生命の尊さ、性や体の発育・発達や心の発達に対する正しい理解を促進するよう、教育・啓発を行います。また、児童や生徒、保護者、教職員に対する相談支援を行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	次世代への健康教育 （未来のパパママ応援事業）	○将来親となる世代が、適切な心身の健康づくりに取組めるよう、生命誕生の尊さ、妊娠出産、性感染症予防、生活習慣病予防の正しい知識の普及、啓発を行います。			○	○	健康づくり課
②	特別の教科　道徳の授業	○「特別の教科 道徳」の授業を通して、異性に対する正しい理解と友情を育てるとともに生命の大切さを理解させ、望ましい行動が取れるよう教育・啓発を行います。		○			学校教育課
③	保健体育授業	○保健の授業を通して、体の発育・発達や心の発達について、正しく理解させ、よりよく生きるための行動が取れるよう教育・啓発を行います。		○			学校教育課
④	教育相談員の配置	○不登校や、その他様々な課題を抱える児童生徒、その保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、課題解決の方法や、適切な専門機関との連携等についてアドバイスを行います。		○		○	学校教育課



基本施策（４）小児医療等の充実

こどもや若者等における医療の情報提供や経済的支援を通じて、若者や保護者が安心して医療を受けられる環境を整備します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	こども医療費助成事業	○０歳から18歳（高校生年代）までの疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。	○	○		○	こども未来課
②	救急医療体制の周知	○小児救急電話（＃８０００）の周知、医師会や志太榛原地域の医療機関、志太榛原地域救急医療センターと連携し、休日・夜間急患診療体制の維持に努めます。	○	○	○	○	健康づくり課
③	休日当番医の情報提供	○広報よしだや吉田町公式ＬＩＮＥ等を活用し、休日当番医の情報を周知します。	○	○	○	○	健康づくり課
④	若年がん患者等支援事業	○将来こどもを産み育てることを望むがん患者や、小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図ります。	○	○	○	○	健康づくり課



基本目標３　こども・若者が健やかに育つ環境の整備

基本施策（１）次世代の親の育成

次世代の親となるこどもに育児体験等を通じて、乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ等への理解を深めるなど、こどもや家庭の大切さを知るための機会を充実します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	相談員の配置	○こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問を行います。		○		○	こども未来課
②	次世代への健康教育 （未来のパパママ応援事業） （再掲）	○将来親となる世代が、適切な心身の健康づくりに取組めるよう、生命誕生の尊さ、妊娠出産、性感染症予防、生活習慣病予防の正しい知識の普及、啓発を行います。			○	○	健康づくり課
③	福祉体験	○小中学生を対象に、アイマスク体験、車いす体験、盲導犬とのふれあい、障害のある方からお話を聞く会等の福祉体験を行います。		○			学校教育課
④	育児体験	○中学生を対象に、保育所に出向いて、乳幼児の育児体験を行います。また、幼稚園の乳幼児の育児体験を推進します。		○			学校教育課

基本施策（２）学校等の教育環境の整備

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指します。また、こどもたちが、多様な人々との関わりの中で自他共に高めあいながら、豊かな人生を送ることができるよう、生きる力の育成を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	学校運営協議会制度	○学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取組み、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって教育活動を推進するため、学校運営協議会制度を活用します。		○			学校教育課
②	教職員研修	○教職員研修を行うことにより、教職員の資質を向上させ、頼もしい先生を育成します。		○			学校教育課
③	特別支援教育	○学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、自閉症等に対する知識の習得と対応をサポートし、学校における特別支援教育を充実させます。		○			学校教育課
④	総合的な学習の時間 （吉田探究）	○各学校単位で地域の自然・人・行事等へのかかわりを大切にした体験・交流活動を推進することにより、自分の生き方を考えることができる児童生徒を育成します。		○			学校教育課
⑤	特別の教科　道徳の授業 （再掲）	○「特別の教科 道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。		○			学校教育課
⑥	図書の読み聞かせ	○地域のボランティアに協力を要請し、教室での図書の読み聞かせを行います。		○			学校教育課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑦	教育相談員の配置（再掲）	○不登校や、その他様々な課題を抱える児童生徒、その保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、課題解決の方法や、適切な専門機関との連携等についてアドバイスを行います。		○		○	学校教育課
⑧	学校施設整備事業	○よりよい教育環境を確保するため、学校施設の整備を進めます。		○			学校教育課
⑨	幼児教育カリキュラムの推進（再掲）	○幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。 ○カリキュラムを基に幼稚園、保育所から小学校へと滑らかにつなぐ教育課程や指導方法の在り方について探り実践していきます。	○	○		○	学校教育課 こども未来課
⑩	高等学校等奨学金の貸与	○経済的な理由により高等学校等への修学が困難なものに対して奨学金を貸与します。		○		○	学校教育課
⑪	ことばの教室の設置	○幼児のことばや発音、コミュニケーション発音が気になることなどの相談に応じます。	○			○	学校教育課
⑫	巡回相談員事業	○専門的な知識や支援の方法についてアドバイスすることができる巡回相談員が学校を訪問して、行動観察や保護者や担任の先生からの聞き取りを通して助言・知能検査等を行います。		○		○	学校教育課
⑬	スクールソーシャルワーカー活用事業	○いじめ、不登校等の児童生徒が抱える問題を解決するために、社会福祉の面から支援を行います。		○		○	学校教育課
⑭	教育支援センター「ステップルーム」の設置	○学校生活への適応に困難が生じている児童生徒の社会的自立を目指し、相談・学習支援等を行います。		○		○	学校教育課
⑮	いじめ問題対策連絡協議会の設置	○いじめ防止対策に係る全般的な事項について、関係機関等と情報の共有及び協議を行います。		○		○	学校教育課

基本施策（３）家庭や地域の教育力の向上

こどもの成長に大きな影響を与える家庭や地域において、子育てや家庭生活、地域環境こどもたちを家庭や地域社会全体で育てるために、学校や家庭、地域社会が連携し、家庭と地域における教育力の向上を図ります。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	相談員の配置（再掲）	○こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。		○		○	こども未来課
②	子育てネットワークの形成	○民生委員児童委員・子ども会育成連合会・保護者会等、子育て支援者のネットワークを形成し、よりきめ細かな支援につなげます。				○	こども未来課
③	子ども会活動	○学校や家庭では成し得ないこどもたちの活動を行う子ども会育成連合会を支援します。		○		○	こども未来課
④	保育所・幼稚園だよりの発行	○保育所・幼稚園だよりを発行し、保育、教育に関する情報提供を行います。	○			○	こども未来課 学校教育課
⑤	家庭教育学級	○小学校１年生の保護者を対象として学習会や親子交流会を開催します。		○		○	生涯学習課
⑥	チャレンジ教室（再掲）	○地域の方が講師となり、スポーツや芸術文化活動など様々な教室を開催します。		○			生涯学習課
⑦	地域教育推進協議会事業（再掲）	○地域の方が主体となり、地域のこどもたちに様々な体験活動を提供します。		○			生涯学習課
⑧	放課後子ども教室推進事業（再掲）	○こどもたちが様々な体験活動を行い、放課後における安全・安心な居場所づくりを提供します。		○			生涯学習課
⑨	子ども読書活動推進事業	○幼児教育や学校教育の関係者、子育て支援者とのネットワークを形成し、こどもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備につなげます。		○			生涯学習課

基本施策（４）こども・若者を取り巻く有害環境対策の推進

ＳＮＳの発展による不特定多数の人との交流に伴い、金、性、暴力等の有害情報に触れる機会が増えることによる、こども・若者に対する悪影響が懸念されています。有害な情報等からこども・若者を守るために、情報モラル教育の推進や地域との連携により、こども・若者を取り巻く有害環境対策を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	情報モラル教育	○学校において、情報モラル教育を実施することにより、こどもたちにインターネット等との正しいかかわり方を指導します。		○			学校教育課
②	青少年健全育成委員会（再掲）	○地域住民、主任児童委員、警察協助員、小中高等学校の教員などから構成し、祭事での声掛け運動や県下一斉の少年補導（夏季・冬季）を行います。		○			生涯学習課
③	笑顔いっぱい運動（再掲）	○黄色いベストを着用し、登下校の見守りなどの声掛け運動を行います。		○			生涯学習課
④	防犯意識の高揚	○広報誌や町ホームページなどを通じて情報を提供し、防犯意識を高めます。	○	○	○	○	防災課

基本施策（５）悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

様々な問題や不安を抱えるこども・若者を支援するため、児童福祉、保健等の関係機関が連携し、悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	教育相談員の配置（再掲）	○不登校や、その他様々な課題を抱える児童生徒、その保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、課題解決の方法や、適切な専門機関との連携等についてアドバイスを行います。		○		○	学校教育課
②	相談員の配置（再掲）	○こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。	○	○	○	○	こども未来課
③	消費者相談	○専門の相談員が消費生活に関するトラブルや悪質商法による被害などの相談に応じます。			○	○	産業課
④	無料法律相談	○弁護士が日々の生活で生じるトラブルや困りごとなど法律に関する諸問題の相談に応じます。			○	○	総務課
⑤	ドメスティックバイオレンスに関する相談	○配偶者や恋人等からの暴力に関する相談に応じます。			○	○	こども未来課

基本施策（６）就労・結婚への支援

若者が将来の新生活を円滑に営むことができるようにするために、就労・結婚等への支援の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	就職活動支援事業	○町内の企業が集まり、業務内容などの説明と就職面談・相談会を行います。			○		産業課
②	創業支援事業	○創業時の初期投資費用の支援や専門の相談員が悩みごとなどの相談に応じます。			○		産業課
③	新婚生活応援事業	○新婚世帯の住宅の取得、賃借、引越し及びリフォームの際に支払った費用の一部を助成します。			○		企画課

基本目標４　子育てと仕事の両立支援

基本施策（１）多様な働き方の実現

子育て家庭が子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進するため、育児休業等の制度等の啓発や企業・事業所への働きかけを行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	企業・事業所に対する意識 啓発	○性別に左右されず、育児・介護休暇の取りやすい環境をつくるよう働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知します。			○	○	産業課 企画課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
②	子育てと仕事を両立させるための各種制度の普及啓発	○育児・介護休暇制度の周知、各家庭の状況に合わせた働き方ができるフレックスタイム、短時間勤務制度等の子育てと仕事を両立するための制度の普及を啓発し、子育てしやすい労働環境を奨励します。			○	○	産業課 総務課 企画課
③	個人に対する意識啓発	○男女がともに能力を発揮し、対等な立場で活躍できる社会を推進するため、教育現場における意識の醸成も含め、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講演会を開催し、個人の意識啓発を促します。		○	○	○	企画課 学校教育課

基本施策（２）仕事と子育ての両立の推進

家庭と仕事を両立できるよう、多様化する保育ニーズに対応するため、第５章に掲げる子ども・子育て支援サービスを推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	保育所の運営	○保育所において、多様な保育サービスを充実させるため、適正な保育士の配置を行うとともに、利用者の意向を踏まえて運営します。	○				こども未来課
②	時間外（延長）保育	○保護者の仕事の都合等で、長時間保育を希望する方のために、時間外（延長）保育を実施します。	○			○	こども未来課
③	放課後児童健全育成事業 （再掲）	○放課後に保護者が仕事などで家庭に居ない児童に、安全で安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学びや交流を通じて、児童が健やかに育つよう支援します。また、季節ごとの学校休暇等、実情に応じ対応します。		○		○	こども未来課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
④	一時預かり保育	○保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者の傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的及び肉体的負担の軽減のため、一時的に保育が必要な児童に対する一時預かり保育を実施します。	○			○	こども未来課
⑤	病後児保育事業	○就学前までの子育て家庭と就労の両立支援を図るため、ケガや病気の回復期にあるこどもを一時的に専用施設で預かる保育を実施します。	○			○	こども未来課
⑥	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	○育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とを結びつけるための組織を運営します。				○	こども未来課



基本目標５　子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（１）良質な住宅の確保

安心して子育てをするためには、生活の拠点となる良質な住宅が不可欠であり、県営住宅等の優良住宅の情報提供や、町営住宅の整備を行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	ゆとりある住宅の情報提供	○県営住宅等の優良住宅の情報を提供します。				○	都市環境課
②	町営住宅の整備	○吉田町公営住宅等長寿命化計画に沿って、町営住宅を整備し、計画的に住宅供給を行います。	○	○	○	○	都市環境課

基本施策（２）安全・安心のまちづくり

安全・安心に遊べる公園や道路等の整備について、ユニバーサルデザインの観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくりを進めます。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	公共建築物のユニバーサルデザイン化	○多くの住民が利用する公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを取り入れた設計、施工を進めます。	○	○	○	○	財政管理課 企画課 都市環境課
②	民間建築物のユニバーサルデザイン化	○高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律などに基づき、バリアフリー化の措置を要請するとともに、ユニバーサルデザイン化に向けた取組を促進します。	○	○	○	○	企画課 都市環境課
③	防犯灯の整備	○各区からの要望により調査検討し、防犯灯を整備します。	○	○	○	○	防災課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
④	公園の適切な維持管理	○見通しの良い樹木や遊具の管理とともに、ユニバーサルデザインに基づく公園施設の改修を進めます。	○	○	○	○	建設課
⑤	歩行者と車の分離	○安心して歩くことができるような交通環境を確保するため、歩行者と車を分離する対策を進めます。	○	○	○	○	建設課

基本施策（３）こども・若者の安全を確保するための活動の推進

こども・若者を交通事故から守るため、関係団体と連携の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や南海トラフ巨大地震等に備えた取組を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	自転車免許制度等交通安全教室	○交通安全協会牧之原地区支部等と連携して、自転車マナーの向上に努めます。	○	○			防災課
②	交通指導員による立哨活動	○研修などへ参加することで交通指導員の知識を深め、安全な立哨活動に努めます。	○	○			防災課
③	歩行者の安全対策の推進	○「子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、危険箇所の交通安全対策を推進します。	○	○			建設課
④	交通安全教室の開催 （小中学校、放課後児童クラブ、幼稚園等）	○児童が交通安全の大切さを理解し、安全に行動できる力を身に付けられるよう関係機関と連携していきます。	○	○			こども未来課 防災課 学校教育課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑤	総合的な学習の時間（吉田探究）（再掲）	○小学校５年生で『防災』をテーマ学習します。小中のつながりを意識し、各学年が探究課題に取組み、５年生では、地域防災の中で自分たちができることを考え学習します。		○			学校教育課 防災課
⑥	ジュニア防災士養成講座、地域防災指導員養成講座	○防災に関する知識や技術を学び、防災リーダーを育成し、地域の防災力の向上を図ります。		○	○		学校教育課 防災課

基本目標６　配慮が必要なこども・若者等への支援

基本施策（１）児童虐待防止対策の強化とヤングケアラー支援等の充実

児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐとともに、早期対応をするための体制の強化を図ります。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況の中、ヤングケアラーや外国籍の等、困難を抱えたこども・若者等に対する支援を行います。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	要保護児童対策地域協議会の運営	○要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、子育て支援センター、幼稚園、保育所、学校、医療機関、福祉、少年サポートセンター等の関係機関と連絡、情報共有、会議、個別ケース検討等を通して、各機関で役割を持ち、継続支援が必要なこどもや保護者等を支援します。	○	○			こども未来課
②	通告義務の周知	○虐待を受けているこどもを発見した場合の通告義務について、広く周知します。	○	○			こども未来課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
③	相談員の配置（再掲）	○こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。				○	こども未来課
④	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	○保健師、助産師が生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、こどもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、不安の軽減を図ることで安定した育児が行えるよう支援します。 ○養育支援が特に必要な家庭に対して、助産師や保健師がその家庭を訪問することにより、こどもが安心して育つ環境づくりを支援します。	○			○	健康づくり課 こども未来課
⑤	教育相談員の配置（再掲）	○不登校児童生徒やその保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、家庭や学校での過ごし方等について助言します。		○		○	学校教育課
⑥	ヤングケアラーへの支援	○地域や関係機関等へのヤングケアラーに関する意識醸成を図るとともに、早期発見・把握により必要な支援へつなげるため、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置により相談・支援を行います。		○		○	こども未来課 福祉課 学校教育課
⑦	多文化共生総合相談窓口の設置	○就労、医療、教育、各種手続など暮らしに必要な情報提供と相談支援を行い、必要に応じて関係機関へつなぐことで、外国人住民が安心して生活できる環境整備に努めます。	○	○	○	○	企画課
⑧	里親相談会	○児童養護施設や児童相談所と連携して里親制度を推進していきます。	○	○	○	○	こども未来課
⑨	ドメスティックバイオレンスに関する相談（再掲）	○配偶者や恋人等からの暴力に関する相談に応じます。			○	○	こども未来課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
⑩	グローバル教室の設置	○教員が、外国籍児童生徒に対して、日本語指導等を行います。		○			学校教育課

基本施策（２）こども・若者を犯罪等の被害から守るための活動の推進

児童・生徒の登下校時、通学路などでの安全確保やこどもを犯罪被害から守るため、地域と連携しながら、啓発活動や犯罪被害の抑止力につなげるための取組を推進します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	防犯意識の高揚（再掲）	○広報誌や町ホームページなどを通じて情報を提供し、防犯意識を高めます。	○	○	○	○	防災課
②	青色防犯パトロールの実施	○青色防犯パトロールを実施し、こどもの被害防止と犯罪の防止を図ります。	○	○			防災課
③	遺族見舞金、重傷病見舞金の支給	○犯罪被害者等への支援として、見舞金を支給し、心身への影響が大きいこどもやその家庭が平穏な生活を取り戻せるように支援します。	○	○	○	○	防災課
④	笑顔いっぱい運動（再掲）	○黄色いベストを着用し、登下校の見守りなどの声掛け運動を行います。		○			生涯学習課
⑤	通学路防犯カメラ設置事業に対する補助金の支給	○通学路に対する防犯カメラを設置した自治会に対し、設置費用の一部を補助します。		○			防災課

基本施策（３）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活できるよう、情報提供や相談支援などを行い、ひとり親家庭の自立支援を進めます。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	○県の貸付制度を広報するとともに、相談に応じます。	○	○		○	こども未来課
②	母子家庭に対する就職相談	○母子家庭自立支援センターとの連携を図り、就職を支援します。	○	○		○	こども未来課
③	情報誌の配布	○県が発行している「明日のしあわせを願って～ひとり親家庭のしおり～」を配布し、貸付、相談、住居などの情報を提供します。	○	○		○	こども未来課
④	ひとり親への経済的支援	○保育所保護者負担金及び放課後児童クラブ利用料の減免、児童扶養手当事務、就学支援事業費助成、母子家庭等医療費助成を実施します。	○	○		○	こども未来課

基本施策（４）障害児施策の充実と医療的ケア児等への支援

障害のあるこども、発達に特性のあるこどもが、個々の障害や特性に応じた支援を受けながら、家族と安心して生活できるよう、障害児等施策の充実を図ります。

また、医療的ケア児等、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	障害児保育（こども発達支援事業所等）	○障害特性に応じた専門的な保育の提供や家族の支援に努めます。	○			○	福祉課 こども未来課
②	放課後児童クラブでの障害児の受け入れ	○支援員の増員や実施場所の検討等を行い、障害のある子の受け入れを進めます。		○		○	こども未来課

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
③	健診事後指導（発達訓練指導チューリップルーム）	○健診等で発達の支援が必要とされたこどもと保護者に対し、小集団での活動遊びを通して発達を促していきます。	○	○		○	健康づくり課
④	特別支援教育（再掲）	○学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、自閉症等に対する知識の習得と対応をサポートし、学校における特別支援教育を充実させます。		○		○	学校教育課
⑤	特別支援学級機能の充実	○特別支援学級の施設の充実を図ります。支援を要する児童生徒のために、町内小中学校に支援員を配置します。		○		○	学校教育課
⑥	教育支援委員会及び専門家チーム会議による指導・相談	○指導・相談を通して、各校及び各園の特別支援教育を充実させます。	○	○		○	学校教育課
⑦	吉田町障害者（児）福祉推進委員会こども部会	○計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所等で構成される部会であり、児童福祉法によるサービスの質の向上に向けた情報共有や協議を行います。	○	○		○	福祉課
⑧	吉田町障害者（児）福祉推進委員会重症心身障害児者支援専門部会（牧之原市と合同）	○医療的ケア児者を含む重症心身障害児者の支援ための医療、障害福祉、教育等の関係機関による協議を行います。	○	○	○	○	福祉課



基本施策（５）こども・若者等の貧困対策

こども・若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、学習の支援、生活支援、食の支援等を充実していきます。

No.	事業名	事業概要	誕生前～幼児期	学童・思春期	青年期	子育て	主担当課
①	貧困支援	○支援を必要とするこども（生活困窮世帯、ひとり親家庭、ひきこもり、虐待児等）に対し、学習支援、食事の提供、団らんの場となる居場所づくり等について関係機関と連携し、推進していきます。	○	○	○	○	福祉課 こども未来課 社会福祉協議会 学校教育課
②	こども食堂	○こども食堂等を通じて、地域交流、社会的ネットワークの形成につなげられるよう努めます。 ○保護者が仕事で食事の提供が困難なこどもや、一人で食事をする子（孤食）等に対し、無料または低額で食事を提供する、こども食堂を実施します。	○	○	○	○	社会福祉協議会 福祉課 こども未来課
③	児童手当	○18歳までのこどもを養育する保護者に手当を支給します。				○	こども未来課
④	ひとり親への経済的支援（再掲）	○保育所保護者負担金及び放課後児童クラブ利用料の減免、児童扶養手当事務、就学支援事業費助成、母子家庭等医療費助成を実施します。	○	○		○	こども未来課
⑤	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付（再掲）	○県の貸付制度を広報するとともに、相談に応じます。	○	○		○	こども未来課



第5章 量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画） 令和７年度～令和11年度

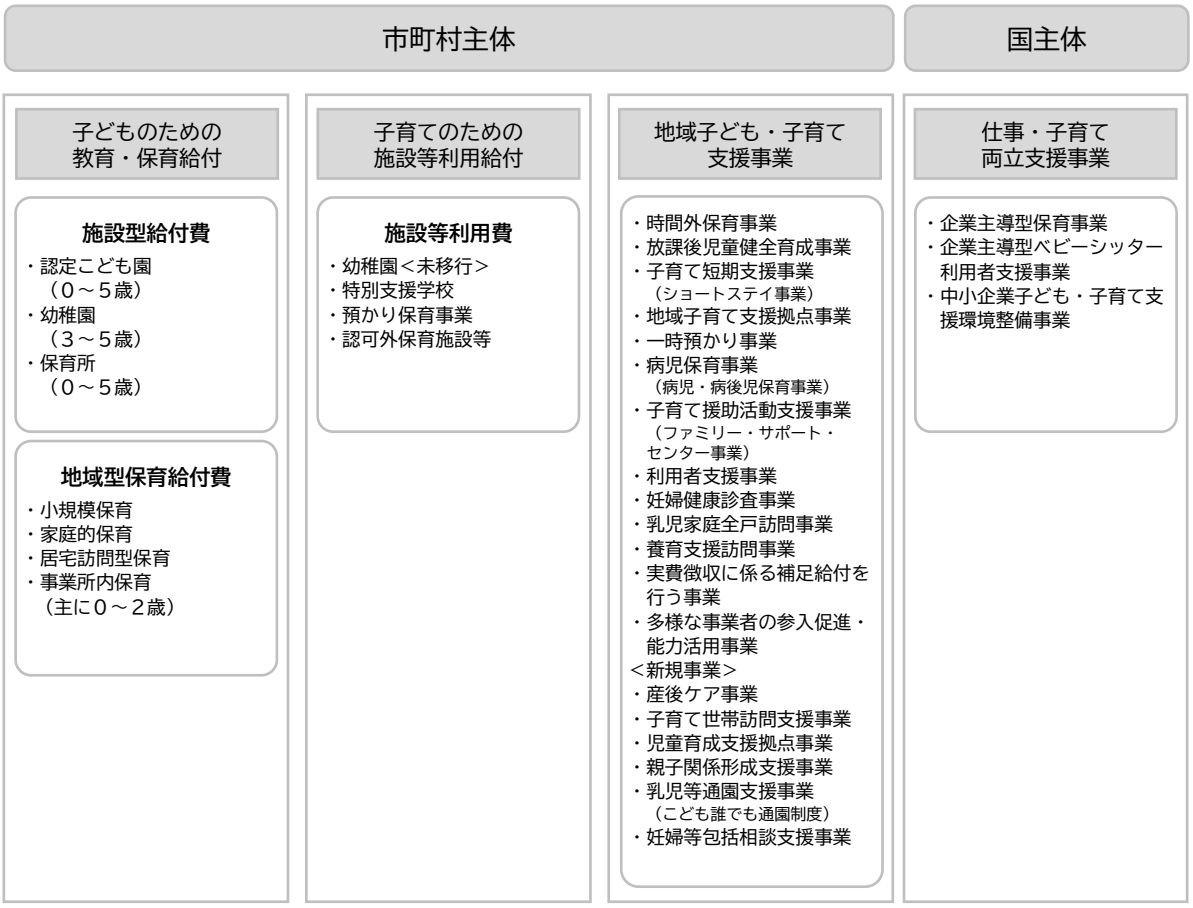
1　子ども・子育て支援サービスの概要

こども・子育て支援制度は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と小規模保育事業等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校等を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」により構成されます。

令和６年６月に子ども・子育て支援法等の一部が改正され、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

この制度のもと、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援サービスの実施に主体的に取組みます。

子ども・子育て支援制度の全体像



2　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、本町は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

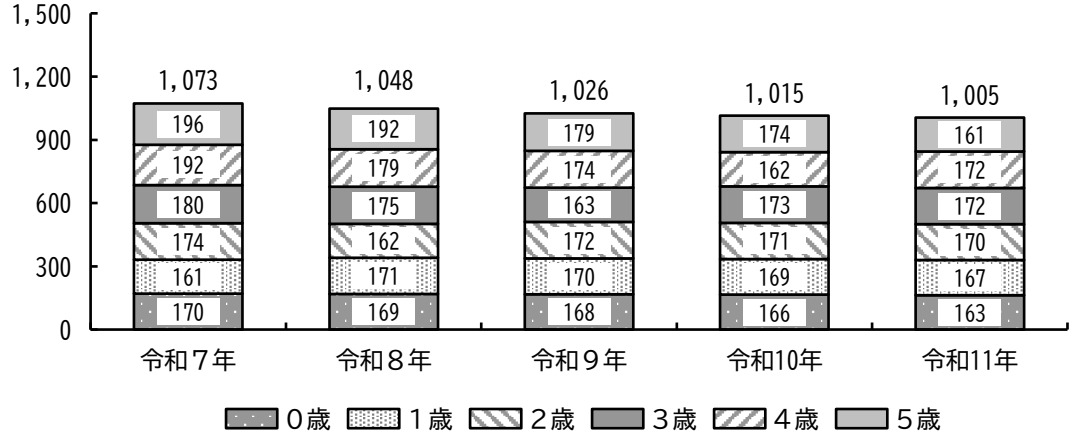
「吉田町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を１つの区域と定めました。

3　就学前児童・就学児童の推計

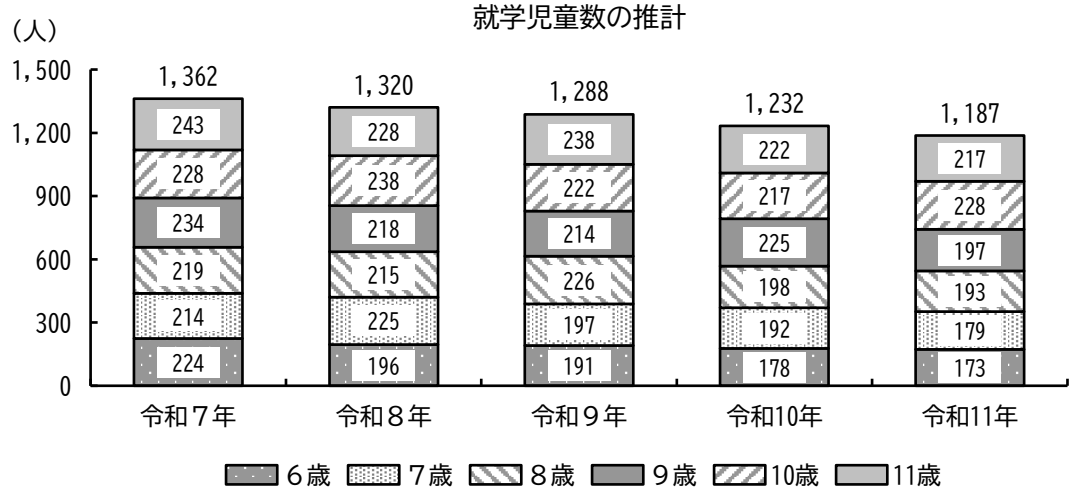
子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、０歳から11歳までのこどもの人口を、令和２年から令和６年の各３月31日現在の住民基本台帳人口を用いたコーホート変化率法により行いました。

コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。

就学前児童数の推計



就学児童数の推計



4　教育・保育施設の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

現　　状

区分		令和２年度（2020年度）				令和３年度（2021年度）			
		１号認定	２号認定	３号認定（１・２歳）	３号認定（０歳）	１号認定	２号認定	３号認定（１・２歳）	３号認定（０歳）
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	65人	292人	208人	39人	77人	284人	220人	42人
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	343人	—	—	—	332人	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	9人	2人	—	—	12人	4人
合　計		408人	292人	217人	41人	409人	284人	232人	46人

		令和４年度（2022年度）				令和５年度（2023年度）			
		１号認定	２号認定	３号認定（１・２歳）	３号認定（０歳）	１号認定	２号認定	３号認定（１・２歳）	３号認定（０歳）
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	82人	285人	202人	32人	79人	314人	175人	26人
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	311人	—	—	—	281人	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	16人	15人	—	—	33人	23人
合　計		393人	285人	218人	47人	360人	314人	208人	49人

※　上記の数は、町外の新制度未移行幼稚園等に通うこどもの数を含んでおりません。

量の見込みと確保量

【令和７年度（2025年度）】

区分		１号認定	２号認定	３号認定	
				１・２歳	０歳
児童数（推計）		568人		335人	170人
量の見込み（Ａ）		234人	293人	208人	59人
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園	－	－	－	－
	保育所	－	352人	190人	48人
	認定こども園	－	－	－	－
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	－	－	54人	17人
	家庭的保育	－	－	－	－
	居宅訪問型保育	－	－	－	－
	事業所内保育	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		450人	352人	244人	65人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		216人	59人	36人	6人

【令和８年度（2026年度）】

区分		１号認定	２号認定	３号認定	
				１・２歳	０歳
児童数（推計）		546人		333人	169人
量の見込み（Ａ）		225人	291人	212人	61人
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園	－	－	－	－
	保育所	－	352人	190人	48人
	認定こども園	－	－	－	－
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	－	－	54人	17人
	家庭的保育	－	－	－	－
	居宅訪問型保育	－	－	－	－
	事業所内保育	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		450人	352人	244人	65人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		225人	61人	32人	4人

【令和９年度（2027年度）】

区分		１号認定	２号認定	３号認定	
				１・２歳	０歳
児童数（推計）		516人		342人	168人
量の見込み（Ａ）		212人	284人	224人	62人
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園	－	－	－	－
	保育所	－	352人	190人	48人
	認定こども園	－	－	－	－
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	－	－	54人	17人
	家庭的保育	－	－	－	－
	居宅訪問型保育	－	－	－	－
	事業所内保育	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－	－	－	－
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		450人	352人	244人	65人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		238人	68人	20人	3人

【令和10年度（2028年度）】

区分		１号認定	２号認定	３号認定	
				１・２歳	０歳
児童数（推計）		509人		340人	166人
量の見込み（Ａ）		209人	288人	229人	64人
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園	－	－	－	－
	保育所	－	352人	190人	48人
	認定こども園	－	－	－	－
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	－	－	54人	17人
	家庭的保育	－	－	－	－
	居宅訪問型保育	－	－	－	－
	事業所内保育	－	－	－	－
企業主導型保育事業				－	－
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		450人	352人	244人	65人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		241人	64人	15人	1人

【令和11年度（2029年度）】

区分		１号認定	２号認定	３号認定	
				１・２歳	０歳
児童数（推計）		505人		337人	163人
量の見込み（Ａ）		208人	295人	233人	65人
確保量					
特定教育・保育施設	幼稚園	－	－	－	－
	保育所	－	352人	190人	48人
	認定こども園	－	－	－	－
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	－	－	54人	17人
	家庭的保育	－	－	－	－
	居宅訪問型保育	－	－	－	－
	事業所内保育	－	－	－	－
企業主導型保育事業		－		－	－
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	－	－	－	－
確保量合計（Ｂ）		450人	352人	244人	65人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		242人	57人	11人	0人

※３号認定保育利用率（満３歳未満のこども）

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
０～２歳推計児童数	505人	502人	510人	506人	500人
３号認定の利用定員数	309人	309人	309人	309人	309人
保育利用率	61.2%	61.6%	60.6%	61.1%	61.8%

5　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（1）時間外保育事業

概　　要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
利用者数	163人	155人	160人	145人

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	142人	139人	132人	125人	118人
確保量（B）	142人	139人	132人	125人	118人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

既存の体制でニーズ量を確保できる見込みです。長時間保育がこどもの負担とならないように配慮しながら、保護者のニーズに応えます。

（２）放課後児童健全育成事業

概　　要

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、安全で安心な放課後の居場所を提供する事業です。こどもたちが安心して過ごせる環境を整え、遊びや学びを通じてその健全な成長を支援します。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
利用者数	432人	446人	410人	396人
実施か所数	11か所	11か所	11か所	11か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	442人	422人	408人	404人	390人
１年生	116人	111人	106人	102人	97人
２年生	105人	102人	99人	96人	93人
３年生	111人	108人	106人	104人	101人
４年生	65人	58人	57人	64人	57人
５年生	34人	30人	28人	27人	32人
６年生	11人	13人	12人	11人	10人
確保量（Ｂ）	518人	518人	518人	518人	518人
過不足（C）＝（B）－（A）	76人	96人	110人	114人	128人

今後の方向性

入所基準を緩和しても受け入れが可能となるよう、平成30年度に11か所に増設、定員数を518人に増やしており、既存の施設で量の見込みが確保できる見込みです。低学年の利用見込みが多い傾向が続くと予測されます。

こどもたちが、学びや多様な体験を通じて、社会性や自主性を育むことができるよう多領域連携に努めます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

概　　要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に児童を預かる事業です。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
利用者数	0人	0人	0人	0人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	54人日	54人日	54人日	54人日	54人日
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量（B）	54人日	54人日	54人日	54人日	54人日
過不足（C）=（B）−（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

今後の方向性

令和６年度の利用実績は２人となっています。制度の周知を図るとともに、引き続き、サービスを必要とする家庭の状況に応じて対応します。

（４）地域子育て支援拠点事業

概　　要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
延べ利用者数	7,479人	7,003人	7,450人	7,864人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	8,400人	8,700人	9,000人	9,000人	9,000人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量（B）	8,400人	8,700人	9,000人	9,000人	9,000人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

保育所等への入所が低年齢化していることに伴い、量の見込みは減少傾向ですが、子育てについての相談、情報の提供を求める保護者の手助けを行い、必要があれば適切な支援へとつなげていきます。また、実施内容について、ＳＮＳ等を活用し周知啓発を行い、利用しやすい運営に努めます。

（５）一時預かり事業

概　　要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を対象に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的な預かり保育を行う事業です。

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
延べ利用者数	28,372人	31,248人	30,320人	27,995人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	31,740人	30,759人	29,689人	28,619人	27,371人
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	31,740人	30,759人	29,689人	28,619人	27,371人
２号認定による定期的な利用	―	―	―	―	―
確保量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量（Ｂ）	31,740人	30,759人	29,689人	28,619人	27,371人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

② 教育・保育施設等（幼稚園を除く）における一時預かり等

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
延べ利用者数	391人	672人	662人	633人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	666人	633人	602人	558人	499人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量（Ｂ）	666人	633人	602人	558人	499人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

①・②とも、既存施設で量の見込みが確保できる見込みです。令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、２号認定を受けた児童が幼稚園の一時預かりを利用した場合は、利用料が無償（限度額あり）となるなど、制度の周知を図ります。

また、認定を受けていない乳幼児の一時預かりについては、保護者のニーズに添うよう受け入れ体制を確保していきます。

（６）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

概　　要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、すみれ保育園内の専用施設内で、病気回復期の児童を預かる病後児保育を実施しています。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
利用者数	10人	3人	10人	5人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	10人	10人	10人	10人	10人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量（Ｂ）	480人	480人	480人	480人	480人
過不足（C）=（B）−（A）	470人	470人	470人	470人	470人

今後の方向性

病後児保育を１か所で対応しています。令和５年度の利用実績は５人となっていますが、今後も、利用状況に応じて実施できるように努めていきます。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概　　要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（リクエスト会員）と、当該援助を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、平成28年度にセンターを立ち上げ、平成29年度からこどもの預かりを実施しています。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
活動件数	78件	158件	344件	447件

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	454件	440件	421件	399件	374件
確保量（B）	454件	440件	421件	399件	374件
過不足（C）=（B）−（A）	0件	0件	0件	0件	0件

今後の方向性

生活様式が多様化し、共働き世帯が増えたことなどにより、サポート会員が増加する策を講じるとともに、サポート会員の質が向上するような体制を整えていきます。

（８）利用者支援事業

概　　要

こどもやその保護者の身近な場所で相談に応じ、情報提供及び助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業です。子育て世代包括支援センター「よしにこ」の母子保健コーディネーターと保健師が妊娠・出産・子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩みに対して相談、支援を行うとともに、関係機関と連携して切れ目ない支援を実施しています。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
設置か所（母子保健型）	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	－	－	－	－	－
母子保健型	1か所				
こども家庭センター型	－	1か所	1か所	1か所	1か所
確保量（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	－	－	－	－	－
母子保健型	1か所	－	－	－	－
こども家庭センター型	－	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（C）＝（B）－（A）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

今後の方向性

『子育て世代包括支援センター』に児童福祉相談支援機能を一体化した『こども家庭センター』を令和８年度に設置し、こどもとその保護者、妊婦、子育て世帯に切れ目のない支援を実施していきます。

（９）妊婦健康診査事業

概　　要

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において、妊婦健康診査を実施する事業です。妊娠の届出の際に、母子健康手帳交付と併せて、基本健診14回（14回を超過（妊娠40週以降）の場合は、２回追加）、超音波検査４回、血液検査１回、血算検査１回、ＧＢＳ（Ｂ群溶結性連鎖球菌）検査１回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
延べ利用者数	2,433人	2,281人	1,988人	2,060人

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	2,310人	2,002人	1,974人	1,918人	1,610人
確保量（Ｂ）	2,310人	2,002人	1,974人	1,918人	1,610人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

妊娠期からの健康を維持するため、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導や治療を受けられるよう、医療機関等と連携を図ります。

また、母子健康手帳交付時には、妊婦健康診査の必要性を説明し、受診を勧奨していきます。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

概　　要

保健師又は助産師が、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

また、産婦の育児に関する不安や悩みに対し、早期に支援を行います。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
訪問件数	206人	193人	170人	155人

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	170人	169人	168人	166人	163人
確保量（Ｂ）	170人	169人	168人	166人	163人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

対象家庭を全戸訪問し、母子保健サービスや子育て支援に関する情報提供や育児保健指導を行い、早期に必要な支援に繋げていきます。

（11）養育支援訪問事業

概　　要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現　　状

区分	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
訪問件数	200人	204人	164人	222人

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	225人	219人	209人	198人	186人
確保量（B）	225人	219人	209人	198人	186人
過不足（C）=（B）−（A）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

継続した支援が必要と判断した家庭等に対し、専門的な相談、指導、助言、家庭訪問など、必要な支援を行います。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

概　　要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

国の動向に応じ、支援が必要な家庭に対する助成を実施していきます。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

概　要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後の方向性

国が示す内容や地域の実情を踏まえ、事業展開を検討します。

（14）産後ケア事業

概　要

出産後１年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を宿泊型、通所型、訪問型で行う事業です。

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	51人	45人	45人	42人	36人
確保量（Ｂ）	51人	45人	45人	42人	36人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

産後の心身の回復を支援し、育児負担を軽減させ、安心して育児ができるように支援します。

（15）子育て世帯訪問支援事業

概　要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、子育てに役立つ情報の提供や、食事、洗濯、育児などの支援を行う事業です。

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（A）	240人日	260人日	280人日	300人日	320人日
確保量（B）	240人日	260人日	280人日	300人日	320人日
過不足（C）=（B）−（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

今後の方向性

ヘルパー派遣により気軽に相談できる環境を提供し、育児不安の解消、孤立の防止、精神的安定を図ります。

（16）児童育成支援拠点事業

概　要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後の方向性

国が示す内容や地域の実情を踏まえ、事業展開を検討します。

（17）親子関係形成支援事業

概　要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

今後の方向性

国が示す内容や地域の実情を踏まえ、事業展開を検討します。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概　要

保護者の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

量の見込みと確保量

区分		令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
０歳児	量の見込み（A）		25人	25人	24人	23人
	確保量（B）		25人	25人	24人	23人
過不足（C）=（B）−（A）			0人	0人	0人	0人
１歳児	量の見込み（A）		15人	14人	13人	12人
	確保量（B）		15人	14人	13人	12人
過不足（C）=（B）−（A）			0人	0人	0人	0人
２歳児	量の見込み（A）		14人	14人	13人	12人
	確保量（B）		14人	14人	13人	12人
過不足（C）=（B）−（A）			0人	0人	0人	0人

今後の方向性

令和８年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

（19）妊婦等包括相談支援事業

概　要

妊婦・その配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、ニーズに応じて必要な支援に繋げる伴走型相談支援を行う事業です。

量の見込みと確保量

区分	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
量の見込み（Ａ）	413人	358人	353人	343人	288人
確保量（Ｂ）	413人	358人	353人	343人	288人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

妊娠期から産後にかけて総合的に支援を行い、育児不安の解消、孤立の防止、そして心身の健康保持を目指します。

6　幼児期の学校教育・保育の連携等の推進

町内には現在、幼稚園が２か所、保育所が４か所、小規模保育事業所が４か所あり、保育ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。今後においては、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が考えられることから、保育ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、３歳から５歳までのこどもたちの利用料及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の教育・保育の連携及び質の向上について検討していくこととします。

（１）認定こども園等の誘致

幼稚園・保育所の機能や特長を持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園等、保護者のニーズに対して必要となる施設の誘致を検討します。

（２）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供や相談体制の充実を図ります。

（４）教育・保育施設、地域型保育事業等の連携

小集団で０歳から２歳を保育する地域型保育事業所の卒園後の受け皿の役割を担う、認定こども園・保育所・幼稚園といった施設の確保等、両者の適切な連携を支援します。

（５）幼保小連携の推進

幼稚園・保育所・小学校が連携して、園児と小学生との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。

７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況などの情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章 計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

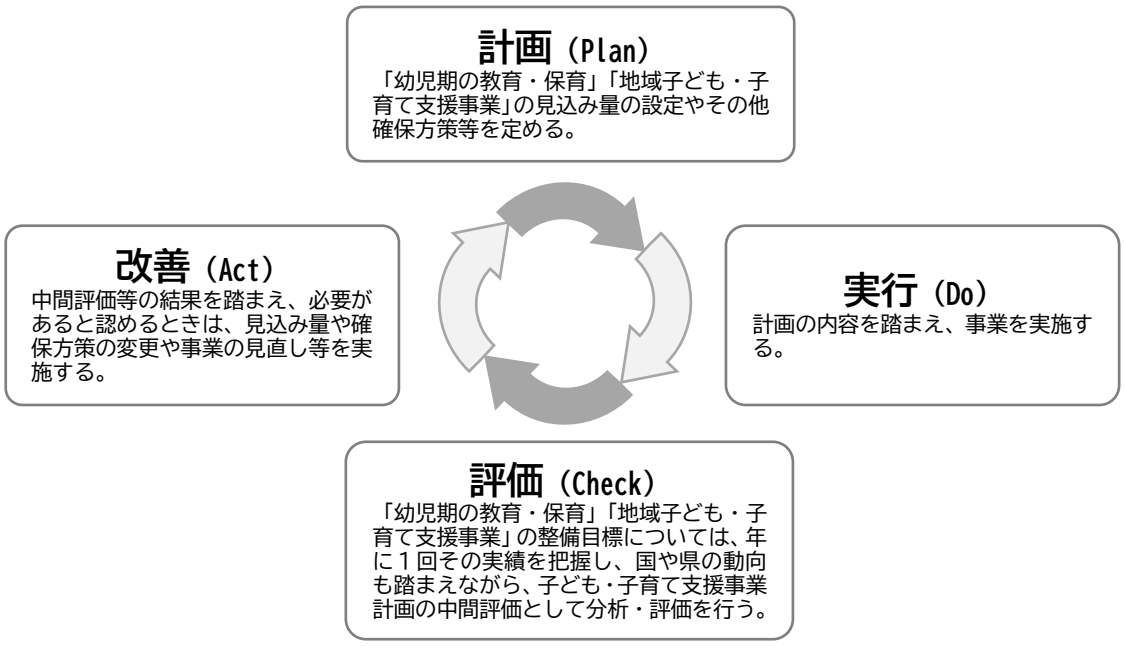
子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、こども未来課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やＰＴＡ、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業等の地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実を図っていきます。

2　計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、こども未来課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画推進の仕組みとして、ＰＤＣＡサイクル（計画・実施・検証・見直し）を活用し、量の見込みに対する確保方策のバランスが取れているか点検を行い、実効性のある取組の推進を図ります。



資料編

1　吉田町子ども・子育て会議条例

平成２５年９月３０日
条例第２６号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、吉田町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

（１）　法第３１条第２項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（２）　法第４３条第２項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（３）　法第６１条第７項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。

（４）　本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員１５人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

（１）　法第６条第２項に規定する保護者

（２）　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　各種団体の代表者

（４）　子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

（５）　その他町長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の子育て会議は、町長が招集する。

２　子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年吉田町条例第８７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和２年１２月１６日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２０日条例第２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　吉田町子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏　名	備考
学校法人川尻学園　ちどり幼稚園保護者	池田　愛美	
学校法人住吉学園　ひばり幼稚園保護者	田代　景子	
吉田町立保育園保護者	佐々木　亮輔	
吉田町立住吉小学校長	和田　安史	
学校法人川尻学園　ちどり幼稚園長	佐藤　恒次	
学校法人住吉学園　ひばり幼稚園長	三輪　直行	
吉田町立わかば保育園長	増田　靖子	
吉田町教育委員会委員	遠藤　さとみ	
吉田町保健協力委員委員長	大塚　年美	
吉田町主任児童委員	益田　眞由美	
吉田町教育委員会教育長	山田　泰巳	副会長
吉田町中央児童館児童厚生員	中村　洋子	
吉田町副町長	田村　安正	会長

３　策定経過

<table>
<tr><th>日時</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>令和６年１月19日～
令和６年２月２日</td><td>
<table>
<tr><th>対象</th><th>配布数</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr>
<tr><td>就学前児童がいる世帯</td><td>600世帯</td><td>415件</td><td>69.2%</td></tr>
<tr><td>小学生がいる世帯</td><td>400世帯</td><td>272件</td><td>68.0%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>令和６年11月５日</td><td>令和６年度 第１回吉田町子ども・子育て会議
・吉田町子ども・子育て支援事業計画の実施報告について
・吉田町子ども・子育て支援事業計画策定について
・小規模保育事業所の利用定員の変更について</td></tr>
<tr><td>令和７年１月21日</td><td>令和６年度　第２回吉田町子ども・子育て会議
・吉田町子ども・子育て支援事業計画の策定について</td></tr>
<tr><td>令和７年２月10日
令和７年２月28日</td><td>パブリックコメントの実施</td></tr>
<tr><td>令和７年８月～12月</td><td>こども・若者への意見聴取
・こども向けアンケート調査
・若者向けアンケート調査
・座談会（こども・若者）</td></tr>
<tr><td>令和７年11月12日</td><td>令和７年度　第１回吉田町子ども・子育て会議
・吉田町子ども・子育て支援事業計画の実施報告について
・吉田町子ども計画の策定について</td></tr>
<tr><td>令和８年１月20日</td><td>令和７年度　第２回吉田町子ども・子育て会議
・吉田町こども計画の策定について</td></tr>
</table>

４　用語解説

【あ行】

アセスメント

援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等）を受けることが不可欠である児童のこと。平成24年４月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件のもとにたんの吸引等の医療的ケアができる制度が開始された。

【か行】

こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に多方面から継続して一体的な支援を行う機関のこと。

こども基本法

こどもに関する施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法のこと。

子ども・子育て支援法

こどもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律のこと。

こども大綱

国のこどもに関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

【さ行】

里親

病気や家庭の事情など何らかの理由で、親がこどもを育てられない場合に、一時的または継続的にこどもを預かり、育てる人のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するために制定された法律のこと。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

こどもの権利を国際的に保障するため、平成元年の国連総会において採択され、平成２年に発効した条約のこと。（日本は平成６年に批准）

条約の中では、18歳未満のこどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。この条約の基本的な考え方は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の４つの権利で表される。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律のこと。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、こどもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置または派遣される人のこと。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

【は行】

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定される家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を日常的に行っているこどもや若者のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれている。

吉田町こども計画
（計画期間：令和８年度～令和11年度）
令和８年３月
発 行：吉田町 こども未来課
〒421-0395　静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
電　話：0548-33-2153
ＦＡＸ：0548-33-2155